

新	旧	備考
貿易一般保険運用規程 平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00034 沿革 <u>平成 26 年 9 月 24 日</u> 一部改正	貿易一般保険運用規程 平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00034 沿革 <u>平成 26 年 7 月 8 日</u> 一部改正	
第 1 章 一般的事項 (第 1 条 - <u>第 54 条</u>) 第 1 節 定義等 (第 1 条 - 第 13 条) 第 2 節 引受基準等 (第 14 条 - 第 27 条) 第 3 節 個別保証枠 (第 28 条 - 第 33 条) 第 4 節 保険料率算定等 (第 34、第 35 条) 第 5 節 保険の申込 (第 36 条 - <u>第 40 条</u>) 第 6 節 保険料 (<u>第 41 条、第 42 条</u>) 第 7 節 確定通知 (<u>第 43 条 - 第 46 条</u>) 第 8 節 保険金の支払等 (<u>第 47 条 - 第 54 条</u>) 第 2 章 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 (<u>第 55 条 - 第 67 条</u>) 第 3 章 貿易一般保険包括保険 (技術提供契約等) 関係 (<u>第 68 条</u>) 第 4 章 貿易一般保険 (個別) 関係 (<u>第 69 条</u>) 第 5 章 雑則 (<u>第 70 条 - 第 71 条</u>)	第 1 章 一般的事項 (第 1 条 - <u>第 53 条</u>) 第 1 節 定義等 (第 1 条 - 第 13 条) 第 2 節 引受基準等 (第 14 条 - 第 27 条) 第 3 節 個別保証枠 (第 28 条 - 第 33 条) 第 4 節 保険料率算定等 (第 34、第 35 条) 第 5 節 保険の申込 (第 36 条 - <u>第 39 条</u>) 第 6 節 保険料 (<u>第 40 条、第 41 条</u>) 第 7 節 確定通知 (<u>第 42 条 - 第 45 条</u>) 第 8 節 保険金の支払等 (<u>第 46 条 - 第 53 条の 2</u>) 第 2 章 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 (<u>第 54 条 - 第 66 条</u>) 第 3 章 貿易一般保険包括保険 (技術提供契約等) 関係 (<u>第 67 条</u>) 第 4 章 貿易一般保険 (個別) 関係 (<u>第 68 条</u>) 第 5 章 雑則 (<u>第 69 条 - 第 70 条</u>)	
第 1 章 一般的事項 第 1 節 定義等 第 1 条 ～第 4 条 (略)	第 1 章 一般的事項 第 1 節 定義等 第 1 条 ～第 4 条 (略)	
(船舶の <u>輸出又は販売に係る一の契約のうち 2 年以上案件に係る支払保証等の要件</u>) 第 5 条 船舶の <u>輸出又は販売に係る一の契約 (一の契約に技術提供契約が含まれる場合、当該技術提供契約に係る代金等の額が輸出契約に係る代金等の額又は仲介貿易契約に係る代金等の額を超えない場合に限ることとする。以下この条において同じ。)</u> のうち 2 年以上案件に係る支払保証等の要件は、次の各号とする。 一 <u>当該一の契約</u> の相手方が外国政府又は外国の政府機関である場合	(船舶の <u>輸出契約等</u> のうち 2 年以上案件に係る支払保証等の要件) 第 5 条 船舶の <u>輸出契約又は仲介貿易契約</u> のうち 2 年以上案件に係る支払保証等の要件は、次の各号とする。 一 <u>輸出契約又は仲介貿易契約</u> の相手方が外国政府又は外国の政府機関である場合	

新	旧	備考
二 船舶の代金等の支払を保証する者が外国政府若しくは外国の政府機関又は日本貿易保険が認める銀行である場合 三 <u>当該一の契約が次の要件に適合し</u>、その代金等の決済が当該船舶上の第1順位優先抵当権によって担保され、かつ、その実行について不当な制約がないと認められる場合 イ 連合王国（バーミューダ諸島を含む。）、ギリシャ共和国、デンマーク王国、ノルウェー王国、パナマ共和国、リベリア共和国、ドイツ連邦共和国、スウェーデン王国、オランダ王国（アンチルスを含む。）、チリ共和国、バハマ国、フランス共和国（ニュー・カレドニアを含む。）、ポーランド共和国、シンガポール共和国、オーストラリア連邦又はブラジル連邦共和国を船籍国とするものであること。 ロ 貨物船、ばら積船、油送船、鉱石船等の外航用商船であること。 四 <u>当該一の契約の代金等の支払人が用船契約を締結する場合であって、当該用船料を支払う者が十分な信用力があり、かつ、当該用船契約に基づく用船料の譲渡契約が確実に履行できると認められる場合</u>	二 船舶の代金等の支払を保証する者が外国政府若しくは外国の政府機関又は日本貿易保険が認める銀行である場合 三 <u>次の要件に適合する船舶の輸出契約又は仲介貿易契約において</u>、その代金等の決済が当該船舶上の第1順位優先抵当権によって担保され、かつ、その実行について不当な制約がないと認められる場合 イ 連合王国（バーミューダ諸島を含む。）、ギリシャ共和国、デンマーク王国、ノルウェー王国、パナマ共和国、リベリア共和国、ドイツ連邦共和国、スウェーデン王国、オランダ王国（アンチルスを含む。）、チリ共和国、バハマ国、フランス共和国（ニュー・カレドニアを含む。）、ポーランド共和国、シンガポール共和国、オーストラリア連邦又はブラジル連邦共和国を船籍国とするものであること。 ロ 貨物船、ばら積船、油送船、鉱石船等の外航用商船であること。 四 <u>輸出契約又は仲介貿易契約の代金等の支払人が用船契約を締結する場合であって、当該用船料を支払う者が十分な信用力があり、かつ、当該用船契約に基づく用船料の譲渡契約が確実に履行できると認められる場合</u>	
2 前項第3号の適用の範囲は、<u>当該一の契約に基づく代金等</u>（金利を除く。）の額の100分の50以内とし、前項第2号が適用される部分を除き、最初の決済期限に係る<u>代金等</u>（金利を含む。）の額から順次に適用する。	2 前項第3号の適用の範囲は、<u>当該輸出契約又は仲介貿易契約に基づく代金</u>（金利を除く。）<u>又は賃貸料の額の100分の50以内</u>とし、前項第2号が適用される部分を除き、最初の決済期限に係る代金（金利を含む。）<u>又は賃貸料の額</u>から順次に適用する。	
第6条（略）	第6条（略）	
（保険期間終了日等の扱い） 第7条 約款第11条第2項第1号に規定する日本貿易保険がてん補の責任を負う期間の終了日は、証券記載の船積期日から3月後の日とする。ただし、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（<u>以下「鋼材特約書」という。</u>）に係る保険契約にあつては、この限りでない。 2 船積期日の3月以内の短縮に係る保険期間の変更<u>通知を受けた場合</u>、<u>日本貿易保険は、保険契約を変更しない。</u>	（保険期間終了日等の扱い） 第7条 約款第11条第2項第1号に規定する日本貿易保険がてん補の責任を負う期間の終了日は、証券記載の船積期日から3月後の日とする。ただし、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書に係る保険契約にあつては、この限りでない。 2 船積期日の3月以内の短縮に係る保険期間の変更<u>申請は、これを承認しない。</u>	

新	旧	備考
<u>(内容変更等通知期限)</u> <u>第8条 約款第22条第1項に規定する内容変更等通知期限（以下「内容変更等通知期限」という。）とは、別表第3のとおりとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、約款第3条第1号に規定するてん補危険のみをてん補する保険契約については、証券記載の船積期日から3月後の日を内容変更等通知期限とする。</u> <u>3 前2項の規定にかかわらず、鋼材特約書に係る保険契約については、保険契約における保険責任期間終了日を内容変更等通知期限とする。</u> <u>4 前3項の場合において、約款第22条第1項に規定する通知が行われたことにより、最終決済予定日（別表第3に定めるものをいう。以下、この項において同じ。）</u> <u>証券記載の船積期日又は保険責任期間終了日が延長された場合は、延長後の最終決済予定日、証券記載の船積期日又は保険責任期間終了日に応じて内容変更等通知期限も変更されるものとする。</u> <u>(内容変更等の変更事項に基づいて生じた損失)</u> <u>第8条の2 約款第22条第2項に規定する当該内容変更等の変更事項に基づいて生じた損失とは、次の各号に定めるとおりとする。</u> <u>一 内容変更等に係る変更事項が次のイからホまでのいずれかに該当する場合（以下「保険期間の延長」という。）において、約款第3条第1号に係る損失にあつては、第49条第1項に規定する事故発生日が保険契約における保険期間内にない場合において生じた損失とし、約款第3条第2号又は第4号に係る損失にあつては、内容変更等通知期限までに当該保険期間の延長について通知が行われていない場合において、当該延長に起因して生じた損失とする。</u> <u>イ 証券記載の船積期日の3月を超える延期</u> <u>ロ 最終対価の確認日の6月を超える延期</u> <u>ハ 最長ユーザンスの変更、船積期日又は対価の確認日をユーザンスの起算点とするもの以外の最終決済予定日（リテンシ</u>		

新	旧	備考
<u>ョン及びマイルストーンペイメントに係るものを除く。）の延期（前受金の部分の変更を除く。）</u> <u>ニ リテンションに係る代金等の最終決済予定日の延期（証券記載の決済予定日から6月を超える場合に限る。）</u> <u>ホ マイルストーンペイメントに係る代金等の最終決済予定日の延期（証券記載の決済予定日から3月を超える場合に限る。）</u> <u>二 内容変更等に係る変更事項が代金等の増額（表示通貨の変更による邦貨換算額の増額を含む。）に該当する場合は、当該増額部分に関して発生した損失とする。ただし、鋼材特約書第4条第3項に規定する場合を除く。</u> <u>三 内容変更等に係る変更事項が次のイからハまでのいずれかに該当する場合は、約款第4条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由によって生じた損失とし、次のロ又はハに該当する場合は、約款第4条第11号から第14号までのいずれかに該当する事由によって生じた損失とする。ただし、当該内容変更等の変更事項に関係しない事由によって生じた損失は除く。</u> <u>イ 仕向国、支払国又は保証国の変更</u> <u>ロ 輸出契約等の相手方、支払人又は保証人の変更（I L C 発行若しくは確認銀行又はその他の支払保証における支払保証人の変更による場合を含む。）</u> <u>ハ 決済条件がI L C から他の条件に変更されたこと</u> <u>四 内容変更等に係る変更事項が前各号以外の場合にあっては、内容変更等における変更事項に起因して生じた損失とする。</u>		
<u>（内容変更等の保険契約変更効力発生日）</u> <u>第8条の3 約款第22条第2項に規定する内容変更等の保険契約変更効力発生日とは、次の各号に定める日とする。</u> <u>一 保険期間の延長 輸出契約等において当該内容変更等が生じた日</u> <u>二 前号に該当する場合以外 約款第22条第1項に規定する通知を日本貿易保険が受理した日（以下「通知受理日」という。）</u>		
<u>（内容変更等の通知範囲）</u>		

新	旧	備考
第8条の4 約款第22条第1項の規定に基づき通知を行う場合又は各包括特約書の規定に基づき内容変更等について保険契約の変更を希望する場合に通知を行う場合であって、当該通知の日までに日本貿易保険に通知されていない他の内容変更等（<u>重大な内容変更等に該当するものに限る。以下「他の重大な内容変更等」という。</u>）が生じている場合は、当該他の重大な内容変更等を含めて一括して当該通知の対象としなければならない。ただし、当該通知の時点において、代金等の決済が完了しているものについてはこの限りでない。		
2 前項に基づき、被保険者が保険契約の変更を希望する内容変更等及び他の重大な内容変更等の全て（以下「<u>通知に係る内容変更等</u>」という。）について通知を行う場合は、当該保険契約の変更を希望する内容変更等が重大な内容変更等であるか否かを問わず、当該通知に係る内容変更等を<u>重大な内容変更等とみなし、約款第22条第3項に基づき日本貿易保険の承認を得なければならない場合は、その承認を得た上で通知の対象としなければならない。</u>		
（<u>内容変更等のみなし通知</u>） 第8条の5 第7条第1項の規定が適用される保険契約において、輸出貨物等を輸出契約等の相手方に引き渡す前に被保険者が行った輸出契約等の変更（約款第3条第1号のてん補危険に係るものであって、船積期日の変更以外のものに限る。）に係る約款第22条第1項に規定する通知があった場合であって、当該通知の日までに日本貿易保険に通知されていない船積期日の延長（延長後の船積期日が<u>第7条第1項に規定する日本貿易保険がてん補の責任を負う期間の終了日以前の場合に限る。</u>）が生じているときは、次の各号により取り扱う。 一 当該通知の日が延長後の船積期日の前日以前の場合にあつては、当該通知の日当該延長に係る通知があったものとみなす。 二 当該通知の日が延長後の船積期日以後の場合にあつては、延長後の船積期日の前日に当該通知及び当該延長に係る通知があったものとみなす。	（<u>内容変更のみなし通知</u>） 第8条 前条第1項の規定が適用される保険契約において、輸出貨物等を輸出契約等の相手方に引き渡す前に被保険者が行った輸出契約等の変更（約款第3条第1号のてん補危険に係るものであって、船積期日の変更以外のものに限る。）に係る約款第22条第1項に規定する通知があった場合であって、当該通知の日までに日本貿易保険に通知されていない船積期日の延長（延長後の船積期日が<u>前条第1項に規定する日本貿易保険がてん補の責任を負う期間の終了日以前の場合に限る。</u>）が生じているときは、次の各号により取り扱う。 一 当該通知の日が延長後の船積期日の前日以前の場合にあつては、当該通知の日当該延長に係る通知があったものとみなす。 二 当該通知の日が延長後の船積期日以後の場合にあつては、延長後の船積期日の前日に当該通知及び当該延長に係る通知があったものとみなす。	

新	旧	備考
第9条 ～第13条 (略)	第9条 ～第13条 (略)	
第2節 引受基準等 (引受基準) 第14条 約款の引受対象となる輸出契約等は、日本貿易保険が別に定める引受基準による。	第2節 引受基準等 (引受基準) 第14条 約款の引受対象となる輸出契約等は、日本貿易保険が別に定める引受基準による。	
<u>2 約款第22条及び各特約書において規定する日本貿易保険が別に定める基準は、前項に規定する引受基準とし、重大な内容変更等を行った後の輸出契約等が引受基準に適合するか否かの判断は、次のとおりとする。</u> <u>一 重大な内容変更等が次のいずれかに該当する場合には、通知受理日における引受基準との適合性を判断する。ただし、イ又はロに該当する場合には、変更となった対象国についてのみ通知受理日における引受基準との適合性を判断する。</u> <u>イ 仕向国の変更</u> <u>ロ 支払国又は保証国の変更（ILC発行若しくは確認銀行又はその他の支払保証における支払保証人の変更による場合を含む。）</u> <u>ハ 代金等の増額</u> <u>二 重大な内容変更等が前号に該当する場合以外には、保険契約締結日における引受基準との適合性を判断する。ただし、増額新規部分に関しては、当該増額変更時における引受基準との適合性を判断する。</u>		
(エスカレーションクローズ付き輸出契約等) 第15条 エスカレーションクローズ付き輸出契約等（代金等の変更の方法が明確に定められているものに限る。）について、保険契約を締結する場合は、保険契約の申込みに当たって、当該契約に係る代金等の変更の方法を説明した書面の添付を求めることとし、次の特約を付すものとする。ただし、現地通貨により決済される部分にエスカレーションクローズが付されている場合には、当該部分に係る増加額を保険契約の対象とするか否かについては被保険者の選択とする。 「被保険者は、輸出貨物若しくは仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価（現地通	(エスカレーションクローズ付き輸出契約等) 第15条 エスカレーションクローズ付き輸出契約等（代金等の変更の方法が明確に定められているものに限る。）について、保険契約を締結する場合は、保険契約の申込みに当たって、当該契約に係る代金等の変更の方法を説明した書面の添付を求めることとし、次の特約を付すものとする。ただし、現地通貨により決済される部分にエスカレーションクローズが付されている場合には、当該部分に係る増加額を保険契約の対象とするか否かについては被保険者の選択とする。 「被保険者は、輸出貨物若しくは仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価（現地通	

新	旧	備考
貨により決済される部分を除く。以下「代金等」という。)の変更がすべて確定した場合には、<u>約款第 22 条第 1 項の規定にかかわらず、当該代金等の金額について増額に係る内容変更等の通知を行わなければならない。この場合、約款第 22 条第 3 項に規定する承認申請を不要とする。</u>なお、当該通知が行われた場合の増加額に係る保険責任は、増加変更の対象となった保険価額に係る保険責任開始日と同一とする。」 2 保険契約締結時の輸出契約等において明確に定められていない価格変更が含まれる場合は、前項の規定は適用しないものとする。	貨により決済される部分を除く。以下「代金等」という。)の変更がすべて確定した場合には、当該代金等の金額について増額変更承認申請を行わなければならない。なお、当該申請が承認された場合の増加額に係る保険責任は、増加変更の対象となった保険価額に係る保険責任開始日と同一とする。」 2 保険契約締結時の輸出契約等において明確に定められていない価格変更が含まれる場合は、前項の規定は適用しないものとする。	
(決済方法について買手側の選択権を認めている輸出契約等) 第 16 条 代金等の決済方法について買手側の選択権を認めている条項(以下「選択条項」という。)が付されている輸出契約等であって、次の各号のすべてに該当するものについては、輸出契約等に定める現金決済方法に基づいて保険契約を締結し、次項に規定する特約を付すものとする。 一 現金決済方法、延払決済方法のいずれかを選択することを条件とし、延払決済の条件についてのみの選択を条件とするものでないこと。 二 現金決済の場合の代金等の額が確定していること。 三 輸出契約等の予定船積期日(分割船積の場合にあっては、第 1 回船積期日)までに選択条項に基づく買手側の通知により最終決済方法が確定すること。	(決済方法について買手側の選択権を認めている輸出契約等) 第 16 条 代金等の決済方法について買手側の選択権を認めている条項(以下「選択条項」という。)が付されている輸出契約等であって、次の各号のすべてに該当するものについては、輸出契約等に定める現金決済方法に基づいて保険契約を締結し、次項に規定する特約を付すものとする。 一 現金決済方法、延払決済方法のいずれかを選択することを条件とし、延払決済の条件についてのみの選択を条件とするものでないこと。 二 現金決済の場合の代金等の額が確定していること。 三 輸出契約等の予定船積期日(分割船積の場合にあっては、第 1 回船積期日)までに選択条項に基づく買手側の通知により最終決済方法が確定すること。	
2 前項に規定する保険契約に付す特約は、次のとおりとする。 「1. 被保険者は、この証券記載の輸出契約、<u>仲介貿易契約又は技術提供契約</u>において代金、賃貸料又は対価の決済方法について買手側の選択権を認めている条項(以下「選択条項」という。)に基づき決済方法が確定したとき又は予定船積期日(分割船積の場合にあっては、第 1 回船積期日。以下同じ。)が変更されたときは、速かに独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)に通知しなければならない。	2 前項に規定する保険契約に付す特約は、次のとおりとする。 「1. 被保険者は、この証券記載の輸出契約、<u>技術提供契約又は仲介貿易契約</u>において代金、賃貸料又は対価の決済方法について買手側の選択権を認めている条項(以下「選択条項」という。)に基づき決済方法が確定したとき又は予定船積期日(分割船積の場合にあっては、第 1 回船積期日。以下同じ。)が変更されたときは、速かに独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)に通知しなければならない。	

新	旧	備考
2. 選択条項に基づき延払決済方法が選択された旨の前項の通知が行われたとき又は予定船積期日までに前項の通知が行われなかったときは、保険契約者は、納付済みの保険料と延払決済方法により算定された保険料との差額を日本貿易保険の請求に基づき日本貿易保険が指定する日までに納付しなければならない。」	2. 選択条項に基づき延払決済方法が選択された旨の前項の通知が行われたとき又は予定船積期日までに前項の通知が行われなかったときは、保険契約者は、納付済みの保険料と延払決済方法により算定された保険料との差額を日本貿易保険の請求に基づき日本貿易保険が指定する日までに納付しなければならない。」	
(信用供与契約を伴う輸出契約等) 第 17 条 信用供与を伴う輸出契約等とは、輸出者等及び輸出契約等の相手方の間において、信用供与協定（信用供与の規模、返済の条件及び供与される信用の用途等について定めるものをいう。以下この条において同じ。）を締結するとともに、これに基づき設備等の輸出契約等（輸出契約又は仲介貿易契約においては輸出貨物等の概要、貨物代金等の総額及び最終船積時期等について定めるものをいい、技術提供契約においては提供する技術の概要、技術等の提供の対価について定めるものをいう。以下この条において同じ。）を締結し、設備等の輸出貨物等の型若しくは銘柄、数量若しくは価格又は技術若しくは労務の内容その他輸出契約等に定めがあるべき事項が、輸出者等が輸出契約等に基づき輸出契約等の相手方から発出される買注文書又は輸出契約等の相手方による提供する技術の内容の承認を受けることにより確定する契約形態をいう。	(信用供与契約を伴う輸出契約等) 第 17 条 信用供与を伴う輸出契約等とは、輸出者及び輸入者の間において、信用供与協定（信用供与の規模、返済の条件及び供与される信用の用途等について定めるものをいう。以下この条において同じ。）を締結するとともに、これに基づき設備等の輸出に係る販売契約（輸出貨物の概要、貨物代金総額及び最終船積時期等について定めるものをいう。以下この条において同じ。）又は技術提供契約（提供する技術の概要、技術の提供の対価及び貨物の代金の総額等について定めるものをいう。以下この条において同じ。）を締結し、設備等の輸出の貨物の型若しくは銘柄、数量若しくは価格その他輸出契約（名称が技術提供契約であっても貨物の輸出に係る契約であるものを含む。）に定めがあるべき事項又は技術若しくは労務の内容その他技術提供契約に定めがあるべき事項が、輸出者が販売契約若しくは技術提供契約に基づき販売契約の相手方から発出される買注文書又は技術提供契約の相手方による提供する技術の内容の承認を受けることにより確定する契約形態をいう。	
2 <u>輸出契約等の契約金額</u>（約款第 3 条第 1 号のてん補危険にあっては設備等の輸出及び販売に係る部分に限る。）を保険価額として保険契約を締結し、次の特約を付すものとする。 「1. 被保険者は、この証券記載の信用供与協定及び輸出契約等の相手方（以下「相手方」という。）から買注文書若しくは買注文書の変更又は提供する技術の内容の承認若しくは当該内容の承認の変更（以下「買注文書等」という。）を受けたときは、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が貿易一般保険運用規程（平成 13	2 <u>信用供与協定及び販売契約又は技術提供契約を輸出契約とみなし、販売契約又は技術提供契約の契約金額</u>（約款第 3 条第 1 号のてん補危険にあっては設備等の輸出に係る部分に限る。）を保険価額として保険契約を締結し、次の特約を付すものとする。 「1. 被保険者は、この証券記載の信用供与協定及び販売契約又は技術提供契約の相手方（以下「相手方」という。）から買注文書若しくは買注文書の変更又は提供する技術の内容の承認若しくは当該内容の承認の変更（以下「買注文書等」という。）を受けたときは、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が貿易一般保険運用	

新	旧	備考
年4月1日 01 - 制度 - 00034) に定める別紙様式第1により、遅滞なく、その旨を日本貿易保険に通知しなければならない。 2. 日本貿易保険は、<u>輸出契約等</u>のうち、前項の通知に係る部分についての保険責任の開始日は、貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第11条第1項の規定にかかわらず、当該通知を受理した日とし、当該通知に係る部分以外の部分についての損失についてはてん補する責めに任じない。 3. 被保険者は、相手方から最終の買注文書等を受けた後、約款第22条第1項の通知を行なうものとし、日本貿易保険は、これに基づき保険料の精算を行う。」	規程（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00034）に定める別紙様式第1により、遅滞なく、その旨を日本貿易保険に通知しなければならない。 2. 日本貿易保険は、<u>設備等の輸出に係る販売契約又は技術提供契約</u>のうち、前項の通知に係る部分についての保険責任の開始日は、貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第11条第1項の規定にかかわらず、当該通知を受理した日とし、当該通知に係る部分以外の部分についての損失についてはてん補する責めに任じない。 3. 被保険者は、相手方から最終の買注文書等を受けた後、約款第22条第1項の通知を行なうものとし、日本貿易保険は、これに基づき保険料の精算を行う。」	
第18条 （略）	第18条 （略）	
（保守契約） 第19条 外国にある設備の保守（建設、設置又は改修予定の設備の建設、設置又は改修後の保守を含む。）を目的とする契約であって、当該契約の義務の履行に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済及び当該契約の義務の履行に必要な技術等の提供の対価の決済の全部又は一部が不可分なもの（以下「保守契約」という。）について、保険契約を締結する場合は、次の各号のとおりとする。 一 約款第3条第1号のてん補危険 イ 保険契約の申込時に船積時期及び船積金額が確定している輸出貨物等については、当該船積時期及び船積金額に基づいて保険契約を締結する。ただし、被保険者が契約の義務の履行のために必要と判断したときに船積時期及び船積金額が確定する保守契約にあっては、船積時期及び船積金額が確定していない輸出貨物等であって、保険契約締結日から3年以内に船積が見込まれる輸出貨物等についても、当該輸出貨物等の予定最終船積時期及び予定船積金額に基づき保険契約を締結する。 ロ 上記イ本文及びただし書きのいずれにも該当しない輸出貨物等については、船積時期及び船積金額が確定した時に保	（保守契約） 第19条 外国にある設備の保守（建設、設置又は改修予定の設備の建設、設置又は改修後の保守を含む。）を目的とする契約であって、当該契約の義務の履行に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済及び当該契約の義務の履行に必要な技術等の提供の対価の決済の全部又は一部が不可分なもの（以下「保守契約」という。）について、保険契約を締結する場合は、次の各号のとおりとする。 一 約款第3条第1号のてん補危険 イ 保険契約の申込時に船積時期及び船積金額が確定している輸出貨物等については、当該船積時期及び船積金額に基づいて保険契約を締結する。ただし、被保険者が契約の義務の履行のために必要と判断したときに船積時期及び船積金額が確定する保守契約にあっては、船積時期及び船積金額が確定していない輸出貨物等であって、保険契約締結日から3年以内に船積が見込まれる輸出貨物等についても、当該輸出貨物等の予定最終船積時期及び予定船積金額に基づき保険契約を締結する。 ロ 上記イ本文及びただし書きのいずれにも該当しない輸出貨物等については、船積時期及び船積金額が確定した時に保	

新	旧	備考
守契約の内容変更があったものとみなす。 二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険 イ 保険契約の申込時に決済期限及び決済金額が確定している代金等については、当該決済期限及び決済金額に基づいて保険契約を締結する。 ロ 保険契約の締結時に決済期限又は決済金額が確定していない代金等であって、保守契約の義務の履行に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済及び当該保守契約の義務の履行に必要な技術等の提供の対価の決済が不可分のものについては、保険契約締結日から6年以内に到来する予定決済期限に係る代金等について、当該予定決済期限及び予定決済金額に基づいて保険契約を締結することとし、保険契約の締結後（内容変更が<u>通知</u>された場合にあっては当該<u>通知</u>後）、保守契約に証券記載の最終決済予定日以降に予定決済期限が到来する保険価額に含まれない代金等がある場合には、当該最終決済予定日から6年以内に到来する予定決済期限に係る代金等について、当該最終決済予定日の1月前（当該最終決済予定日より前に保険価額に含まれる代金等の金額の決済が完了した場合は、当該決済が完了した日）に保守契約の内容変更があったものとみなす。	守契約の内容変更があったものとみなす。 二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険 イ 保険契約の申込時に決済期限及び決済金額が確定している代金等については、当該決済期限及び決済金額に基づいて保険契約を締結する。 ロ 保険契約の締結時に決済期限又は決済金額が確定していない代金等であって、保守契約の義務の履行に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済及び当該保守契約の義務の履行に必要な技術等の提供の対価の決済が不可分のものについては、保険契約締結日から6年以内に到来する予定決済期限に係る代金等について、当該予定決済期限及び予定決済金額に基づいて保険契約を締結することとし、保険契約の締結後（内容変更が<u>承認</u>された場合にあっては当該<u>承認</u>後）、保守契約に証券記載の最終決済予定日以降に予定決済期限が到来する保険価額に含まれない代金等がある場合には、当該最終決済予定日から6年以内に到来する予定決済期限に係る代金等について、当該最終決済予定日の1月前（当該最終決済予定日より前に保険価額に含まれる代金等の金額の決済が完了した場合は、当該決済が完了した日）に保守契約の内容変更があったものとみなす。	
2 保守契約について保険契約を締結するときは、次の特約を付すものとする。 「1. 保険契約締結時に船積時期及び船積金額が確定していない輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）であって、被保険者が証券記載の輸出契約、<u>仲介貿易契約</u>又は<u>技術提供契約</u>（以下「輸出契約等」という。）の義務の履行のために必要と判断したときに船積時期及び船積金額が確定する場合においても、当該輸出契約等の内容変更があったものとみなす。 2. 保険契約の締結時に決済期限又は決済金額が確定していない代金等であって、当該輸出契約等の義務の履行（以下「当該保守」という。）に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済及び当該保守に必要な技術等の提供の対価の決済	2 保守契約について保険契約を締結するときは、次の特約を付すものとする。 「1. 保険契約締結時に船積時期及び船積金額が確定していない輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）であって、被保険者が証券記載の輸出契約、<u>技術提供契約</u>又は<u>仲介貿易契約</u>（以下「輸出契約等」という。）の義務の履行のために必要と判断したときに船積時期及び船積金額が確定する場合においても、当該輸出契約等の内容変更があったものとみなす。 2. 保険契約の締結時に決済期限又は決済金額が確定していない代金等であって、当該輸出契約等の義務の履行（以下「当該保守」という。）に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済及び当該保守に必要な技術等の提供の対	

新	旧	備考
とが不可分のものについて、証券記載の最終決済予定日以降に予定決済期限が到来する保険価額に含まれない代金等がある場合には、当該最終決済予定日から6年以内に到来する予定決済期限及び予定決済金額について、当該最終決済予定日の1月前に輸出契約等の内容変更があったものとみなす。 3. 証券記載の輸出契約等において、当該保守に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済と当該保守に必要な技術等の提供の対価の決済とが不可分のものについては、約款第11条第1項第2号の規定にかかわらず、約款第3条第2号のてん補危険に係る保険責任の開始日は、当該代金等の額が当該輸出契約等の当事者間で確認された日とする。」	価の決済とが不可分のものについて、証券記載の最終決済予定日以降に予定決済期限が到来する保険価額に含まれない代金等がある場合には、当該最終決済予定日から6年以内に到来する予定決済期限及び予定決済金額について、当該最終決済予定日の1月前に輸出契約等の内容変更があったものとみなす。 3. 証券記載の輸出契約等において、当該保守に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済と当該保守に必要な技術等の提供の対価の決済とが不可分のものについては、約款第11条第1項第2号の規定にかかわらず、約款第3条第2号のてん補危険に係る保険責任の開始日は、当該代金等の額が当該輸出契約等の当事者間で確認された日とする。」	
(技術提供契約等包括保険における契約締結日以前に決済期日が到来した対価等の取扱い) 第20条 技術提供特約書に基づいて締結する保険契約にあっては、<u>同特約書に定める対象契約の締結日</u>（発効条件が付されているものにあつては、契約発効日）以前に決済期日が到来している対価等（<u>同特約書に定める「対価等」をいう。</u>）は、保険契約の対象としないものとする。	(技術提供契約等包括保険における契約締結日以前に決済期日が到来した<u>確認対価</u>の取扱い) 第20条 技術提供特約書に基づいて締結する保険契約にあっては、<u>技術提供契約又は仲介貿易契約の締結日</u>（発効条件が付されているものにあつては、契約発効日）以前に決済期日が到来している<u>確認対価</u>は、保険契約の対象としないものとする。	
第21条～第24条 (略)	第21条～第24条 (略)	
(外貨建対応特約の対象要件) 第25条 貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（以下「外貨建特約書」という。）の対象となる保険契約は、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書に基づき締結されるもの以外のものとする。	(外貨建対応特約の対象要件) 第25条 貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（以下「外貨建特約書」という。）の対象となる保険契約は、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書に基づき締結されるもの以外のものとする。	
2 外貨建特約書の対象となる外貨は、以下のとおりとする。 一 2年未満案件については、アメリカ合衆国ドル又はユーロ 二 2年以上案件については、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034、<u>以下「保険料率等規程」という。</u>）別表第6(2)に掲げる外貨	2 外貨建特約書の対象となる外貨は、以下のとおりとする。 一 2年未満案件については、アメリカ合衆国ドル又はユーロ 二 2年以上案件については、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034）<u>（以下「保険料率等規程」という。</u>）別表第6(2)に掲げる外貨	
(一の<u>対象契約</u>が二以上の包括特約書の対象となる場合の取扱い)	(一の<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>が二以上の包括特約書の対象となる場合の取扱い)	

新	旧	備考
第 26 条 貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書（以下この条及び第 36 条において「企業総合包括特約書」という。）の締結者については、当該企業総合包括特約書の附帯別表第 1 に記載された貨物又は附帯別表第 1 に記載された部門が扱う貨物に係る<u>対象契約</u>（技術提供特約書の対象となるもの及び賃貸料に係るものを除く。以下この条において同じ。）は、他の包括保険の対象としない。ただし、貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00073）「別紙 1 2 年未満案件の解釈等」に適合する 2 年未満案件に限る。	第 26 条 貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書（以下この条及び第 36 条において「企業総合包括特約書」という。）の締結者については、当該企業総合包括特約書の附帯別表第 1 に記載された貨物又は附帯別表第 1 に記載された部門が扱う貨物に係る<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>（技術提供特約書の対象となるもの及び賃貸料に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、他の包括保険の対象としない。ただし、貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00073）「別紙 1 2 年未満案件の解釈等」に適合する 2 年未満案件に限る。	
2 保険契約は、<u>包括特約書に定める対象契約</u>ごとに一の保険契約の締結を原則とするが、一の<u>対象契約</u>に基づく輸出貨物等（第 62 条第 2 号に該当する場合の非対象貨物を含む。以下この項及び次項において同じ。）の中に二以上の包括特約書（企業総合包括特約書を除く。以下この条において同じ。）の対象貨物が含まれている場合（二以上の包括特約書間において対象貨物が競合する場合を除く。）は、商品別にそれぞれ該当する包括特約書の対象として取り扱うこととし、該当する包括特約書の対象となる部分に分割して保険契約を締結することとする。	2 保険契約は、<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>ごとに一の保険契約の締結を原則とするが、一の<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>に基づく輸出貨物等（第 61 条第 2 号に該当する場合の非対象貨物を含む。以下この項及び次項において同じ。）の中に二以上の包括特約書（企業総合包括特約書を除く。以下この条において同じ。）の対象貨物が含まれている場合（二以上の包括特約書間において対象貨物が競合する場合を除く）は、商品別にそれぞれ該当する包括特約書の対象として取り扱うこととし、該当する包括特約書の対象となる部分に分割して保険契約を締結することとする。	
3 輸出貨物等が二以上の包括特約書間において競合する場合の当該輸出貨物等は、次のとおり取り扱う。 一 貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（以下「機械包括特約書」という。）以外の包括特約書間において競合する場合は、当該貨物の使用目的により該当する包括特約書の対象とし、使用目的不明のときは貨物名に基づき該当する包括特約書の対象とする。 二 機械包括特約書と当該特約書以外の包括特約書が競合する場合は、機械包括特約書以外の包括特約書の対象とする。	3 輸出貨物等が二以上の包括特約書間において競合する場合の当該輸出貨物等は、次のとおり取り扱う。 一 貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（以下「機械包括特約書」という。）以外の包括特約書間において競合する場合は、当該貨物の使用目的により該当する包括特約書の対象とし、使用目的不明のときは貨物名に基づき該当する包括特約書の対象とする。 二 機械包括特約書と当該特約書以外の包括特約書が競合する場合は、機械包括特約書以外の包括特約書の対象とする。	
4 前項の場合、関係する包括特約書の締結者の同意があるときは、いずれかの包括特約書に基づく保険契約の申込みを行うことができるものとする。ただし、当該申込みに係る包括特約書の締結者の定款に定める以外の貨物についてはこの限りでない。	4 前項の場合、関係する包括特約書の締結者の同意があるときは、いずれかの包括特約書に基づく保険契約の申込みを行うことができるものとする。ただし、当該申込みに係る包括特約書の締結者の定款に定める以外の貨物についてはこの限りでない。	
5 第 2 項の規定により分割して保険契約を締結する場合の保険	5 第 2 項の規定により分割して保険契約を締結する場合の保険	

新	旧	備考
価額及び保険金額は、次の各号により算出する。 一 保険価額 イ 元本 <u>包括特約書に定める対象契約</u>の総額に建値を基準とする当該包括特約書に係る輸出貨物等の代金又は賃貸料の各々の額の<u>当該対象契約</u>の輸出貨物等の代金又は賃貸料の総額に対する割合を乗じて得た額 ロ 金利その他 イにより算出した元本に基づき<u>包括特約書に定める対象契約</u>に定める計算方法により算出した額 二 保険金額は、前号により算出した保険価額に基づき当該包括特約書で定めるところに従い算出した額	価額及び保険金額は、次の各号により算出する。 一 保険価額 イ 元本 <u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>の総額に建値を基準とする当該包括特約書に係る輸出貨物等の代金又は賃貸料の各々の額の<u>当該輸出契約又は仲介貿易契約</u>の輸出貨物等の代金又は賃貸料の総額に対する割合を乗じて得た額 ロ 金利その他 イにより算出した元本に基づき<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>に定める計算方法により算出した額 二 保険金額は、前号により算出した保険価額に基づき当該包括特約書で定めるところに従い算出した額	
(消費財包括保険の対象となる輸出契約について限度額設定型貿易保険の保険関係が成立した場合の取扱い) 第 26 条の 2 <u>鋼材特約書の対象となる輸出契約</u>（以下、この条において「<u>対象契約</u>」という。）について限度額設定型貿易保険約款第 2 条の規定による保険関係が成立した場合、同約款（関連規程を含む。）の規定のみを適用するものとして取り扱う。ただし、<u>当該対象契約</u>が同約款第 9 条第 1 項第 1 号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。	(消費財包括保険の対象となる輸出契約について限度額設定型貿易保険の保険関係が成立した場合の取扱い) 第 26 条の 2 <u>貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書</u>（以下「<u>鋼材特約書</u>」という。）の対象となる<u>一の輸出契約</u>について限度額設定型貿易保険約款第 2 条の規定による保険関係が成立した場合、同約款（関連規程を含む。）の規定のみを適用するものとして取り扱う。ただし、<u>当該輸出契約</u>が同約款第 9 条第 1 項第 1 号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。	
2 前項の場合は、鋼材特約書第 1 条第 1 項の規定による申込みがなされなかったときであっても、鋼材特約書第 1 条第 1 項の規定による申込がなされたものとみなす。	2 前項の場合は、鋼材特約書第 1 条第 1 項の規定による申込みがなされなかったときであっても、鋼材特約書第 1 条第 1 項の規定による申込がなされたものとみなす。	
(一の輸出契約等が包括特約書及び簡易通知型包括保険の対象となる場合の取扱い) 第 26 条の 3 簡易通知型包括保険契約の締結者については、当該簡易通知型包括保険の対象となる部門が扱う貨物に係る輸出契約等は、包括特約書の対象としない。ただし、2 年未満案件に限る。	(一の輸出契約又は仲介貿易契約が包括特約書及び簡易通知型包括保険の対象となる場合の取扱い) 第 26 条の 3 簡易通知型包括保険契約の締結者については、当該簡易通知型包括保険の対象となる部門が扱う貨物に係る輸出契約又は<u>仲介貿易契約</u>は、包括特約書の対象としない。ただし、2 年未満案件に限る。	
第 27 条 (略)	第 27 条 (略)	
第 3 節 個別保証枠 第 28 条～第 33 条 (略)	第 3 節 個別保証枠 第 28 条～第 33 条 (略)	
第 4 節 保険料率算定等	第 4 節 保険料率算定等	

新	旧	備考
第 34 条 (略) (保険料率算定の際の国カテゴリー) 第 34 条の 2 保険契約を締結する場合の保険料率等規程に規定する国カテゴリーは、保険契約締結日における国カテゴリーとする。 2 前項にかかわらず、鋼材特約書第 1 条に基づき保険契約を締結する場合の保険料率等規程Ⅱ〔1〕4(3)に規定する国カテゴリーは保険申込日における国カテゴリーとする。 3 第 1 項にかかわらず、保険契約の締結を希望する者が、輸出契約等（2 年未満案件に限り、鋼材特約書の対象となるものを除く。）が他国の輸出者等と競争の状況にある旨を別紙様式第 6「変更前国カテゴリー適用申請書」（以下、「申請書」という。）により申請し、日本貿易保険が当該申請を承認証により認めた場合には、保険契約を締結する場合の保険料率等規程に規定する国カテゴリーは、当該承認証に記載の国カテゴリーとする。ただし、次のすべてに該当する場合に限るものとする。なお、保険引受の可否については、日本貿易保険が別に定める引受基準によるものとする。 一 次のイ又はロに該当する場合 イ 国カテゴリーの変更を日本貿易保険が公表した日（以下、「変更公表日」という。）から 1 ヶ月以内に申請書により申請が行われた場合であって、かつ当該変更公表日から 6 ヶ月以内に保険契約を締結する場合 ロ 承認証に記載された保険契約締結の期限内に再度申請書により申請が行われた場合であって、かつ日本貿易保険が認めた期限内に保険契約を締結する場合 二 輸出契約等が競争入札の対象である場合 4 前 3 項にかかわらず、輸出貨物について非常危険のみをてん補する個別保険契約を締結する場合であって、日本貿易保険が認めた場合には、保険料率等規程に規定する仕向国の国カテゴリーは、別に定める特約によるものとする。	第 34 条 (略) (保険料率算定の際の国カテゴリー) 第 34 条の 2 保険契約を締結する場合の保険料率等規程に規定する国カテゴリーは、保険契約締結日における国カテゴリーとする。 2 前項にかかわらず、<u>貿易一般保険包括保険（鋼材）</u>特約書第 1 条に基づき保険契約を締結する場合の保険料率等規程Ⅱ〔1〕4(3)に規定する国カテゴリーは保険申込日における国カテゴリーとする。 3 第 1 項にかかわらず、保険契約の締結を希望する者が、輸出契約等（2 年未満案件に限り、<u>貿易一般保険包括保険（鋼材）</u>特約書の対象となるものを除く。）が他国の輸出者等と競争の状況にある旨を別紙様式第 6「変更前国カテゴリー適用申請書」（以下、「申請書」という。）により申請し、日本貿易保険が当該申請を承認証により認めた場合には、保険契約を締結する場合の保険料率等規程に規定する国カテゴリーは、当該承認証に記載の国カテゴリーとする。ただし、次のすべてに該当する場合に限るものとする。なお、保険引受の可否については、日本貿易保険が別に定める引受基準によるものとする。 一 次のイ又はロに該当する場合 イ 国カテゴリーの変更を日本貿易保険が公表した日（以下、「変更公表日」という。）から 1 ヶ月以内に申請書により申請が行われた場合であって、かつ当該変更公表日から 6 ヶ月以内に保険契約を締結する場合 ロ 承認証に記載された保険契約締結の期限内に再度申請書により申請が行われた場合であって、かつ日本貿易保険が認めた期限内に保険契約を締結する場合 二 輸出契約等が競争入札の対象である場合 4 前 3 項にかかわらず、輸出貨物について非常危険のみをてん補する個別保険契約を締結する場合であって、日本貿易保険が認めた場合には、保険料率等規程に規定する仕向国の国カテゴリーは、別に定める特約によるものとする。	

新	旧	備考								
第 35 条 (略)	第 35 条 (略)									
第 5 節 保険の申込み (委託販売契約) 第 36 条 機械包括特約書及び企業総合包括特約書の対象となる委託販売契約の申込等については、次のとおりとする。 一 買取条件付の委託販売契約については、通常の輸出契約と同様に付保申込を行い当該委託販売契約の内容に基づいて保険契約を締結する。 二 買取条件のない委託販売契約については、次のとおりとする。 イ 約款第 3 条第 2 号のてん補危険については、一律 1 月分を付保申込することとする。ただし、これを超える期間により付保申込を行うことを妨げない。 ロ 最終需要者が確定した段階での当該支払条件に基づく内容変更承認申請及び通知については、被保険者の任意とし、この場合は当該委託販売契約について保険料計算上、反映されているリスクの範囲内において日本貿易保険はてん補するものとする。 ハ 輸出した貨物が販売されずに積み戻された場合は、約款第 3 条第 2 号のてん補危険に係る保険料は 100%返還することとする。	第 5 節 保険の申込み (委託販売契約) 第 36 条 機械包括特約書及び企業総合包括特約書の対象となる委託販売契約の申込等については、次のとおりとする。 一 買取条件付の委託販売契約については、通常の輸出契約と同様に付保申込を行い当該委託販売契約の内容に基づいて保険契約を締結する。 二 買取条件のない委託販売契約については、次のとおりとする。 イ 約款第 3 条第 2 号のてん補危険については、一律 1 月分を付保申込することとする。ただし、これを超える期間により付保申込を行うことを妨げない。 ロ 最終需要者が確定した段階での当該支払条件に基づく内容変更承認申請については、被保険者の任意とし、この場合は当該委託販売契約について保険料計算上、反映されているリスクの範囲内において日本貿易保険はてん補するものとする。 ハ 輸出した貨物が販売されずに積み戻された場合は、約款第 3 条第 2 号のてん補危険に係る保険料は 100%返還することとする。									
第 37 条～第 38 条 (略)	第 37 条～第 38 条 (略)									
(包括保険の保険申込みの遅滞等の取扱い) 第 39 条 包括特約書に規定する保険の申込みの遅滞の起算日は、下表に掲げる日とする。	(包括保険の保険申込みの遅滞等の取扱い) 第 39 条 包括特約書に規定する保険の申込みの遅滞の起算日は、下表に掲げる日とする。									
<table><tr><th>輸出契約等の内容</th><th>申込遅滞の起算日</th></tr><tr><td>「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)第48条第1項の許可又は輸出貿易管理令第2条第1項第1号の承認を必要とするもの(同令別表第1の1の項から15の項までの貨</td><td>契約締結日(発効条件が付されている輸出契約等にあつては、当該契約の発効日。以下この表において同じ。)</td></tr></table>	輸出契約等の内容	申込遅滞の起算日	「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)第48条第1項の許可又は輸出貿易管理令第2条第1項第1号の承認を必要とするもの(同令別表第1の1の項から15の項までの貨	契約締結日(発効条件が付されている輸出契約等にあつては、当該契約の発効日。以下この表において同じ。)	<table><tr><th>輸出契約等の内容</th><th>申込遅滞の起算日</th></tr><tr><td>「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)第48条第1項の許可又は輸出貿易管理令第2条第1項第1号の承認を必要とするもの(同令別表第1の1の項から15の項までの貨</td><td>契約締結日(発効条件が付されている輸出契約等にあつては、当該契約の発効日。以下この表において同じ。)</td></tr></table>	輸出契約等の内容	申込遅滞の起算日	「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)第48条第1項の許可又は輸出貿易管理令第2条第1項第1号の承認を必要とするもの(同令別表第1の1の項から15の項までの貨	契約締結日(発効条件が付されている輸出契約等にあつては、当該契約の発効日。以下この表において同じ。)	
輸出契約等の内容	申込遅滞の起算日									
「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)第48条第1項の許可又は輸出貿易管理令第2条第1項第1号の承認を必要とするもの(同令別表第1の1の項から15の項までの貨	契約締結日(発効条件が付されている輸出契約等にあつては、当該契約の発効日。以下この表において同じ。)									
輸出契約等の内容	申込遅滞の起算日									
「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)第48条第1項の許可又は輸出貿易管理令第2条第1項第1号の承認を必要とするもの(同令別表第1の1の項から15の項までの貨	契約締結日(発効条件が付されている輸出契約等にあつては、当該契約の発効日。以下この表において同じ。)									

新				旧				備考	
物及び同令別表第2の貨物)				物及び同令別表第2の貨物)					
<u>貨物の輸出にあっては外為法第48条第1項の許可若しくは輸出貿易管理令第4条第1項第3号のいずれか、仲介貿易貨物の販売又は賃貸にあっては外為法第25条第4項の許可若しくは外国為替令(昭和55年政令第260号)第17条第3項第2号の許可を必要とするもの(同令別表第1の16の項の貨物及び保険申込時までに客観要件並びにインフォーム要件に該当する貨物)</u>	客観要件に該当する貨物に係るもの			外為法第48条第1項の許可又は輸出貿易管理令第4条第1項第3号ロ及び第4号ロの許可を必要とするもの(同令別表第1の16の項の貨物及び保険申込時までに客観要件並びにインフォーム要件に該当する貨物)	客観要件に該当する貨物に係るもの				
	インフォーム要件に該当する貨物に係るもの	契約締結日又は輸出許可取得日のいずれか遅い日			インフォーム要件に該当する貨物に係るもの	契約締結日又は輸出許可取得日のいずれか遅い日			
	上記外為法に係る許可又は承認が必要ないもの	契約締結日			上記外為法に係る許可又は承認が必要ないもの	契約締結日			
2 包括特約書に規定する保険の申込みの著しい遅滞とは、前項に規定する日から3月を経過した後に保険の申込みを行うことをいう。ただし、次項に該当するものを除く。				2 包括特約書に規定する保険の申込みの著しい遅滞とは、前項に規定する日から3月を経過した後に保険の申込みを行うことをいう。ただし、次項に該当するものを除く。					
3 包括特約書に規定する保険の申込みの脱漏とは、第1項に規定する日から被保険利益が消滅する日までの間に保険の申込みが行われないことをいう。ただし、第1項に規定する日から3月以内に被保険利益が消滅する場合であって、被保険利益消滅後、第1項に規定する日から3月以内に保険の申込みが行われている場合を除く。				3 包括特約書に規定する保険の申込みの脱漏とは、第1項に規定する日から被保険利益が消滅する日までの間に保険の申込みが行われないことをいう。ただし、第1項に規定する日から3月以内に被保険利益が消滅する場合であって、被保険利益消滅後、第1項に規定する日から3月以内に保険の申込みが行われている場合を除く。					
4 日本貿易保険は、第1項に規定する日から2月を経過した後に保険の申込みを受けた場合(輸出組合又はこれに準ずる団体(以下「組合等」という。))との間で締結した特約書(以下「組合包括」という。))に基づく保険の申込みにあっては、当該保険の申				4 日本貿易保険は、第1項に規定する日から2月を経過した後に保険の申込みを受けた場合(輸出組合又はこれに準ずる団体(以下「組合等」という。))との間で締結した特約書(以下「組合包括」という。))に基づく保険の申込みにあっては、当該保険の申					

新	旧	備考
込みの遅滞又は脱漏について、組合等の故意又は重大な過失が主たる原因である場合を除く。)には、その都度、当該保険の申込みに係る輸出者等に申込遅滞理由書を求めることができる。ただし、海外商社名簿について第8条に基づく信用調査報告書の取得に相当程度の日数を要した場合を除く。	込みの遅滞又は脱漏について、組合等の故意又は重大な過失が主たる原因である場合を除く。)には、その都度、当該保険の申込みに係る輸出者等に申込遅滞理由書を求めることができる。ただし、海外商社名簿について第8条に基づく信用調査報告書の取得に相当程度の日数を要した場合を除く。	
5 日本貿易保険は、第2項の規定に該当する保険の申込みを受けた場合又は第3項の規定に該当する輸出契約等の存在を知った場合(組合包括に基づく保険の申込みにあっては、当該保険の申込みの遅滞又は脱漏について組合等の故意又は重大な過失が主たる原因であると認められる場合を除く。)には、その都度、当該保険の申込みに係る輸出者等に申込遅滞又は脱漏理由書を求め、かつ、当該輸出者等に(組合包括に基づく保険の申込みにあっては、組合等を通じて)警告するものとする。	5 日本貿易保険は、第2項の規定に該当する保険の申込みを受けた場合又は第3項の規定に該当する輸出契約等の存在を知った場合(組合包括に基づく保険の申込みにあっては、当該保険の申込みの遅滞又は脱漏について組合等の故意又は重大な過失が主たる原因であると認められる場合を除く。)には、その都度、当該保険の申込みに係る輸出者等に申込遅滞又は脱漏理由書を求め、かつ、当該輸出者等に(組合包括に基づく保険の申込みにあっては、組合等を通じて)警告するものとする。	
6 前項の警告にもかかわらず、輸出者等が警告を受けたときから3年を経過するまでの期間に3回以上保険の申込みを著しく遅滞し、又は2回以上保険の申込みを脱漏した場合には、当該3回目の著しい遅滞又は2回目の脱漏に係る保険契約を含め、特約書に規定する保険料の割り増しが適用されるものとする。ただし、日本貿易保険が上記措置によることが適当でないと認めた場合はこの限りでない。	6 前項の警告にもかかわらず、輸出者等が警告を受けたときから3年を経過するまでの期間に3回以上保険の申込みを著しく遅滞し、又は2回以上保険の申込みを脱漏した場合には、当該3回目の著しい遅滞又は2回目の脱漏に係る保険契約を含め、特約書に規定する保険料の割り増しが適用されるものとする。ただし、日本貿易保険が上記措置によることが適当でないと認めた場合はこの限りでない。	
7 前項に規定する割り増しが適用される期間は、保険の申込みの遅滞の回数及び程度又は脱漏の回数及びその事情等を勘案して定める。	7 前項に規定する割り増しが適用される期間は、保険の申込みの遅滞の回数及び程度又は脱漏の回数及びその事情等を勘案して定める。	
8 第6項の規定の適用を決定したときは、当該輸出者等に直接(組合包括に基づく保険の申込みにあっては、組合等を通じて)日本貿易保険がその旨を通告する。	8 第6項の規定の適用を決定したときは、当該輸出者等に直接(組合包括に基づく保険の申込みにあっては、組合等を通じて)日本貿易保険がその旨を通告する。	
<u>(告知事項)</u> <u>第40条 約款第21条第1項に定める告知事項には以下の事項を含むものとする。</u> <u>一 輸出契約等の相手方との間で決済期限が到来する債権について、決済期限に決済が予定通り行われず、45日以上が遅延が発生したことがある。</u> <u>二 輸出契約等の相手方又は代金等の支払人が、操業停止状態に</u>		

新	旧	備考
<u>ある、又は破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知った。</u>		
第6節 保険料 (保険料の納付方法) 第41条 保険契約者は、貿易一般保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款第22条第1項に規定する輸出契約等の内容変更等の通知を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべきときは、<u>同条第2項に基づき日本貿易保険が保険契約を変更したときとする。</u>	第6節 保険料 (保険料の納付方法) 第40条 保険契約者は、貿易一般保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款第22条第1項に規定する輸出契約等の<u>重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべきときは、次の各号に掲げる時に一括して納付するものとする。</u> 一 <u>日本貿易保険が同条第6項の承認をした場合にあつては、被保険者が同条第1項の通知を行った時</u> 二 <u>前号に掲げる場合以外にあつては、日本貿易保険が同条第2項ただし書の規定による承認をした時</u>	
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険料について保険契約者が希望する場合(第1号にあつては日本貿易保険が承認する場合に限る。)は、保険契約締結時に納付すべき保険料を当該各号ごとに定める方法により分割して納付することができる。 一 2年以上案件(代金等が本邦通貨又は保険料率等規程別表第6(2)に掲げる外貨により決済されるものに限る。)に係る保険料(延払元本(OECD輸出信用アレンジメントの輸出信用の元本をいう。)及び当該延払元本に付随する金利の額に対する約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係るものに限る。) 当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者の指定した日(保険契約締結日から5年以内であつて、決済の予定起算点の日の前日以前の日に限る。)に納付する方法 二 機械包括特約書、貿易一般保険包括保険(船舶)特約書、貿易一般保険包括保険(鉄道車両)特約書又は技術提供特約書の対象であり、かつ、契約金額が500億円を超える2年未満案件に係る保険料 当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者の指定した日(保険契約締結日から2年以内であつ	2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険料について保険契約者が希望する場合(第1号にあつては日本貿易保険が承認する場合に限る。)は、保険契約締結時に納付すべき保険料を当該各号ごとに定める方法により分割して納付することができる。 一 2年以上案件(代金等が本邦通貨又は保険料率等規程別表第6(2)に掲げる外貨により決済されるものに限る。)に係る保険料(延払元本(OECD輸出信用アレンジメントの輸出信用の元本をいう。)及び当該延払元本に付随する金利の額に対する約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係るものに限る。) 当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者の指定した日(保険契約締結日から5年以内であつて、決済の予定起算点の日の前日以前の日に限る。)に納付する方法 二 機械包括特約書、貿易一般保険包括保険(船舶)特約書、貿易一般保険包括保険(鉄道車両)特約書又は技術提供特約書の対象であり、かつ、契約金額が500億円を超える2年未満案件に係る保険料 当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者の指定した日(保険契約締結日から2年以内であつ	

新	旧	備考
て、輸出貨物等の第1回船積予定日から最終船積予定日又は完成納期までの期間の中間日の前日以前の日に限る。)に納付する方法	て、輸出貨物等の第1回船積予定日から最終船積予定日又は完成納期までの期間の中間日の前日以前の日に限る。)に納付する方法	
3 保険契約者が前項第1号で定める方法による保険料の分割納付を申し出かつ日本貿易保険が認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。 「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第4条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 2. 第2回支払日が到来する前に約款第14条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 3. 第2回支払日までに、<u>保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第2回支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第2回支払日に係る保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。」</u>	3 保険契約者が前項第1号で定める方法による保険料の分割納付を申し出かつ日本貿易保険が認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。 「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第4条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 2. 第2回支払日が到来する前に約款第14条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 3. 第2回支払日までに保険契約者が破産手続開始の決定<u>その他これに準ずる状態に至った場合は、第2回支払日にかかわらず、保険契約者は当該破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った日に当該第2回支払日に係る保険料の全額について納入義務を負うものとする。」</u>	
4 保険契約者が第2項第2号で定める方法による保険料の分割納付を申し出たときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。	4 保険契約者が第2項第2号で定める方法による保険料の分割納付を申し出たときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。	

新	旧	備考
「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に貿易一般保険約款第4条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、独立行政法人日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 2. 第2回支払日までに、<u>保険契約者について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第2回支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第2回支払日に係る保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。」</u>	「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に貿易一般保険約款第4条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、独立行政法人日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 2. 第2回支払日までに保険契約者が破産手続開始の決定<u>その他これに準ずる状態に至った場合は、第2回支払日にかかわらず、保険契約者は当該破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った日に当該第2回支払日に係る保険料の全額について納入義務を負うものとする。」</u>	
<u>（決済期限前の決済及びフォーフェイティングの取扱い）</u> 第42条 決済期限前に決済が行われたことは、約款第22条第1項に規定する<u>内容変更等に該当する。</u>	<u>（決済期限前の決済）</u> 第41条 決済期限前に決済が行われたことは、約款第24条第3項の<u>合理的理由による保険期間の短縮に該当する。</u>	
<u>2 フォーフェイティングが実行されたことは、約款第24条第3項に規定する合理的理由による保険期間の短縮に該当する。ただし、輸出契約等全体について実行された場合に限る。</u>		
第7節 確定通知 第43条 （略）	第7節 確定通知 第42条 （略）	
<u>（確定通知による内容変更のみなし承認）</u> 第44条 約款第14条に規定する書面（以下「確定通知書」という。）を提出する輸出契約等にあつては、原則として、船積予定時期の変更（3月未満の<u>延長</u>の場合に限る。）又は代金等の減額若しくは<u>10%未満</u>（包括特約書に基づく保険契約にあつては、<u>10%未満</u>又は特約書若しくは手続細則に定める金額未満）の増額があつた場合は、当該確定通知書の提出をもっててん補の対象となるものとする。	<u>（確定通知による内容変更のみなし承認）</u> 第43条 約款第14条に規定する書面（以下「確定通知書」という。）を提出する輸出契約等にあつては、原則として、船積予定時期の変更（3月未満の<u>遅れ</u>の場合に限る。）又は代金等の減額若しくは<u>5%未満</u>（包括特約書に基づく保険契約にあつては、<u>5%未満</u>又は特約書若しくは手続細則に定める金額未満）の増額があつた場合は、当該確定通知書の提出をもっててん補の対象となるものとする。	

新	旧	備考
(決済期限等確定時における保険料の精算) 第 45 条 確定通知書を提出する輸出契約等にあつては、当該通知書の提出時に当該確定した決済金額等及び決済期限等に基づき第 41 条に規定する保険料の精算を行う。	(決済期限等確定時における保険料の精算) 第 44 条 確定通知書を提出する輸出契約等にあつては、当該通知書の提出時に当該確定した決済金額等及び決済期限等に基づき第 40 条に規定する保険料の精算を行う。	
第 46 条 (略)	第 45 条 (略)	
第 8 節 保険金の支払等	第 8 節 保険金の支払等	
第 47 条 (略)	第 46 条 (略)	
(損失等発生通知書の提出時期) 第 48 条 約款第 3 条第 1 号のてん補危険における損失等発生通知書の提出時期は、原則として、次条に規定する事故発生日以降とする。 2 約款第 3 条第 3 号のてん補危険における損失等発生通知書の提出時期は、原則として、次条に規定する事故確定日以降とする。	(損失発生通知書の提出時期) 第 47 条 約款第 3 条第 1 号のてん補危険における損失発生通知書の提出時期は、原則として、次条に規定する事故発生日以降とする。 2 約款第 3 条第 3 号のてん補危険における損失発生通知書の提出時期は、原則として、次条に規定する事故確定日以降とする。	
第 49 条～第 50 条 (略)	第 48 条～第 49 条 (略)	
(輸出等不能事故及び増加費用に係る換算率) 第 51 条 約款第 3 条第 1 号及び第 3 号のてん補危険に係る約款第 6 条の金額にあつては、約款第 40 条第 3 項の規定にかかわらず、その額が確定した日における外国為替相場（約款第 40 条第 1 項第 1 号の外国為替相場をいう。以下同じ。）により邦貨に換算するものとする。ただし、約款第 6 条第 1 号に規定する費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用した換算率により邦貨に換算する。	(輸出等不能事故及び増加費用に係る換算率) 第 50 条 約款第 3 条第 1 号及び第 3 号のてん補危険に係る約款第 6 条の金額にあつては、約款第 36 条第 3 項の規定にかかわらず、その額が確定した日における外国為替相場（約款第 36 条第 1 項第 1 号の外国為替相場をいう。以下同じ。）により邦貨に換算するものとする。ただし、約款第 6 条第 1 号又は第 2 号に規定する費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用した換算率により邦貨に換算する。	
2 前項において「その額が確定した日」とは、次の各号の日をいう。 一 輸出等をすることができなかった貨物を処分することにより取得した金額又は取得し得べき金額がある場合において、「取得した金額」若しくは「取得し得べき金額」又は当該貨物の「処分に要すべき費用」については当該貨物の処分契約の締結日、当該貨物の「処分に要した費用」については当該費用を	2 前項において「その額が確定した日」とは、次の各号の日をいう。 一 輸出等をすることができなかった貨物を処分することにより取得した金額又は取得し得べき金額がある場合において、「取得した金額」若しくは「取得し得べき金額」又は当該貨物の「処分に要すべき費用」については当該貨物の処分契約の締結日、当該貨物の「処分に要した費用」については当該費用を	

新	旧	備考
支出又は送金した日 二 輸出等を行うことができなかった貨物を処分していない場合において、「当該貨物の評価額」については、輸出契約等で定める船積期日から2月を経過した日	支出又は送金した日 二 輸出等を行うことができなかった貨物を処分していない場合において、「当該貨物の評価額」については、輸出契約等で定める船積期日から2月を経過した日	
(保険金の条件付支払の取扱い) 第52条 約款第29条第2項に規定する保険金の条件付支払に際して付す条件は、次の各号とする。 一 被保険者は、<u>輸出契約等に基づいて輸出することができなくなった輸出貨物、販売若しくは賃貸することができなくなった仲介貿易貨物（以下、「輸出等不能貨物」という。）又は輸出契約等に基づいて代金若しくは賃貸料を回収することができなくなった貨物（以下「代金回収不能貨物」という。）について、他の債権におけるのと同じの一切の合理的措置を講ずることとし、日本貿易保険が求めた場合は、当該輸出等不能貨物又は代金回収不能貨物の状態について報告すること。</u> 二 被保険者は、<u>輸出等不能貨物又は代金回収不能貨物を処分しようとするときは、あらかじめその旨を日本貿易保険に通知すること。</u> 三 被保険者は、<u>輸出等不能貨物又は代金回収不能貨物の管理又は処分について日本貿易保険の指示を受けたときは、これに従うこと。</u> 四 被保険者は、<u>輸出等不能貨物又は代金回収不能貨物を処分し、又は輸出等不能貨物又は代金回収不能貨物が滅失き損したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、約款第7条の規定によりあらためて算出した日本貿易保険のてん補すべき額が支払を受けた保険金の額に満たないときは、その差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付すること。この場合において、被保険者が第1号の条件に基づく義務の履行を怠ったときは、日本貿易保険は、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額を控除した残額を基礎として、てん補額を決定することができること。</u>	(保険金の条件付支払の取扱い) 第51条 約款第31条に規定する保険金の条件付支払（以下「条件付支払」という。）における条件は、次の各号とする。 一 被保険者は、<u>日本貿易保険から保険金の支払を受けた後においても、輸出貨物等の処分その他損失を防止軽減するため、一切の合理的な措置を講ずることとし、日本貿易保険が求めた場合は、当該輸出貨物等の状態について報告しなければならない。</u> 二 被保険者は、<u>輸出貨物等を処分しようとするときは、あらかじめその旨を日本貿易保険に通知すること。</u> 三 被保険者は、<u>輸出貨物等の管理又は処分について日本貿易保険の指示を受けたときは、これに従うこと。</u> 四 被保険者は、<u>輸出貨物等を処分し、又は輸出貨物等が滅失き損したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、約款第7条の規定によりあらためて算定した日本貿易保険のてん補すべき額が支払を受けた保険金の額に満たないときは、その差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付すること。この場合において、被保険者が第1号の条件に基づく義務の履行を怠ったときは、日本貿易保険は、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたとして認められる金額を控除した残額を基礎として、てん補額を決定することができること。</u> <u>五 保険金の支払があった後6月を経過した後においても被保険者が処分しなかった輸出貨物等がある場合においては、日本</u>	

新	旧	備考
	<u>貿易保険は、保険金の支払の際に当該貨物を処分して回収し得べき金額と認めた金額を変更することができるものとし、その変更された額を基礎として約款第7条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額が支払を受けた保険金の額に満たないときは、被保険者は、その差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付するものとする。</u>	
<u>2 約款第29条第3項に規定する保険金の支払に際して付す条件は、次の各号とする。</u> <u>一 被保険者は、取得し得べき金額を回収するために、他の債権におけるのと同じの一切の合理的措置を講ずること。</u> <u>二 被保険者は、取得し得べき金額の回収を妨げる事由又は当該金額を変更する事由が発生し、取得し得べき金額の全部又は一部が回収できないことが明らかとなった場合、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知すること。</u> <u>三 前号の場合、日本貿易保険は、取得し得べきと認めた金額を変更し、当該変更後の金額を基礎として約款第7条の規定によりあらためて算出した日本貿易保険がてん補すべき額が、条件を付して支払った保険金の額を超過する場合、日本貿易保険はその差額に相当する金額を被保険者に対して支払うこと。ただし、前号の事由が、被保険者が第1号に基づく義務の履行を怠ったことにより発生した場合はこの限りでない。</u>		
(保険金の概算払の取扱い) 第53条 約款第31条に規定する保険金の概算払（以下「概算払」という。）は、設備並びにその部分品に限るものとする。	(保険金の概算払の取扱い) 第52条 約款第32条に規定する保険金の概算払（以下「概算払」という。）は、設備並びにその部分品に限るものとする。	
2 保険金の概算払の条件は、次の各号とする。 一 被保険者は、日本貿易保険から保険金の支払を受けた後においても、<u>輸出等不能貨物の処分その他、他の債権におけるのと同じの一切の合理的な措置を講ずることとし、3月ごとに、輸出等不能貨物の状態について報告すること。</u> 二 被保険者は、<u>輸出等不能貨物を処分しようとするときは、あ</u>	2 保険金の概算払の条件は、次の各号とする。 一 被保険者は、日本貿易保険から保険金の支払を受けた後においても、<u>輸出貨物等の処分その他損失を防止軽減するため、一切の合理的な措置を講ずることとし、3月ごとに、輸出貨物等の状態について報告すること。</u> 二 被保険者は、<u>輸出貨物等を処分しようとするときは、あ</u>	

新	旧	備考
らかじめその旨を日本貿易保険に通知すること。 三 被保険者は、<u>輸出等不能貨物の管理又は処分</u>について日本貿易保険の指示を受けたときは、これに従うこと。 四 被保険者は、<u>輸出等不能貨物を処分し、又は輸出等不能貨物が滅失き損したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、約款第7条の規定により算出した日本貿易保険がてん補すべき額が、概算で支払を受けた保険金の額に満たないときは、被保険者はその差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付し、当該算定額が概算で支払を受けた保険金の額を超えるときは日本貿易保険は保険金の追加払を行う。</u> 五 被保険者が<u>輸出等不能貨物の処分</u>をしなかった場合においても概算で保険金を支払った後1年6月を経過した場合は、精算を行うこと。ただし、必要と認められる場合は、この期間を6月に限り延長できるものとする。 六 前2号の保険金の精算にあたっては、被保険者が第1号の条件に基づく義務の履行を怠ったときは、日本貿易保険は、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額を控除した残額を基礎として、てん補額を決定することができる。 七 被保険者は、輸出契約等に基づいて<u>輸出等不能貨物の輸出等</u>をしたときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、当該輸出等をした貨物の代金等の額に対応する概算払保険金を返還すること。 八 被保険者は、第4号及び前号の条件に基づき納付すべき金額を日本貿易保険の指定する日までに納付しなかったときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ当該金額について年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付すること。 九 <u>第4号又は第5号の保険金の精算をしようとする被保険者は約款第33条第1項に規定する権利行使等の委任に関する委任状（ただし、同条第1項本文括弧書きの場合は、同項に定義する担保権者等の同意が得られた場合に限る。）を日本貿易保</u>	じめその旨を日本貿易保険に通知すること。 三 被保険者は、<u>輸出貨物等の管理又は処分</u>について日本貿易保険の指示を受けたときは、これに従うこと。 四 被保険者は、<u>輸出貨物等を処分し、又は輸出貨物等が滅失き損したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、約款第7条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額が、概算で支払を受けた保険金の額に満たないときは、被保険者はその差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付し、当該算定額が概算で支払を受けた保険金の額を超えるときは日本貿易保険は保険金の追加払を行う。</u> 五 被保険者が<u>輸出貨物の処分</u>をしなかった場合においても概算で保険金を支払った後1年6月を経過した場合は、精算を行うこと。ただし、必要と認められる場合は、この期間を6月に限り延長できるものとする。 六 前2号の保険金の精算にあたっては、被保険者が第1号の条件に基づく義務の履行を怠ったときは、日本貿易保険は、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額を控除した残額を基礎として、てん補額を決定することができる。 七 被保険者は、輸出契約等に基づいて<u>輸出貨物等を輸出等</u>したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、当該輸出等した貨物の代金等の額に対応する概算払保険金を返還すること。 八 被保険者は、第4号及び前号の条件に基づき納付すべき金額を日本貿易保険の指定する日の<u>翌日</u>までに納付しなかったときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ当該金額について年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付すること。	

新	旧	備考																																																																																																
険に提出すること。なお、約款第 39 条に基づく委任が保険金請求時においても有効である場合においては、本項に基づく委任状が提出されているものとみなす。																																																																																																		
3 概算払の額の限度については、次のとおりとする。 一 概算払の額は、当該貨物の予定製造原価に、生産開始の日から事故確定日（事故確定日前に当該貨物の生産を中止した場合にあっては当該中止日）までの期間（事故確定日以後損失を軽減するため当該貨物の生産を継続する必要がある場合においては、生産開始の日から生産終了の日までの期間）の予定生産期間に対する割合（以下「生産進行率」という。）について、下表の区分に従いそれぞれ該当する原価投入率を乗じて得た額から事故確定日までに輸出契約等の相手方から支払を受けた金額又は受けるべき金額を控除した残額の 2 分の 1 に相当する金額の範囲内とする。 二 製造原価は、輸出契約等の額（積込み渡し価額。金利を含まず。）に機械設備及び鉄道車両にあっては、100 分の 65、船舶にあっては 100 分の 66、電線にあっては 100 分の 76 を乗じて得た額とみなす。 表 <table><tr><th>貨物別原価投入率 生産進行率</th><th>機械設備</th><th>船舶</th><th>鉄道車両</th></tr><tr><td>10%未満</td><td>16%</td><td>18%</td><td>12%</td></tr><tr><td>10%以上 20%未満</td><td>25%</td><td>27%</td><td>21%</td></tr><tr><td>20%以上 30%未満</td><td>34%</td><td>37%</td><td>31%</td></tr><tr><td>30%以上 40%未満</td><td>43%</td><td>47%</td><td>40%</td></tr><tr><td>40%以上 50%未満</td><td>52%</td><td>56%</td><td>50%</td></tr><tr><td>50%以上 60%未満</td><td>61%</td><td>68%</td><td>59%</td></tr><tr><td>60%以上 70%未満</td><td>70%</td><td>80%</td><td>68%</td></tr><tr><td>70%以上 80%未満</td><td>78%</td><td>89%</td><td>78%</td></tr><tr><td>80%以上 90%未満</td><td>87%</td><td>94%</td><td>87%</td></tr><tr><td>90%以上 100%未満</td><td>96%</td><td>98%</td><td>96%</td></tr><tr><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr></table>	貨物別原価投入率 生産進行率	機械設備	船舶	鉄道車両	10%未満	16%	18%	12%	10%以上 20%未満	25%	27%	21%	20%以上 30%未満	34%	37%	31%	30%以上 40%未満	43%	47%	40%	40%以上 50%未満	52%	56%	50%	50%以上 60%未満	61%	68%	59%	60%以上 70%未満	70%	80%	68%	70%以上 80%未満	78%	89%	78%	80%以上 90%未満	87%	94%	87%	90%以上 100%未満	96%	98%	96%	100%	100%	100%	100%	3 概算払の額の限度については、次のとおりとする。 一 概算払の額は、当該貨物の予定製造原価に、生産開始の日から事故確定日（事故確定日前に当該貨物の生産を中止した場合にあっては当該中止日）までの期間（事故確定日以後損失を軽減するため当該貨物の生産を継続する必要がある場合においては、生産開始の日から生産終了の日までの期間）の予定生産期間に対する割合（以下「生産進行率」という。）について、下表の区分に従いそれぞれ該当する原価投入率を乗じて得た額から事故確定日までに輸出契約等の相手方から支払を受けた金額又は受けるべき金額を控除した残額の 2 分の 1 に相当する金額の範囲内とする。 二 製造原価は、輸出契約等の額（積込み渡し価額。金利を含まず。）に機械設備及び鉄道車両にあっては、100 分の 65、船舶にあっては 100 分の 66、電線にあっては 100 分の 76 を乗じて得た額とみなす。 表 <table><tr><th>貨物別原価投入率 生産進行率</th><th>機械設備 (電線を含む)</th><th>船舶</th><th>鉄道車両</th></tr><tr><td>10%未満</td><td>16%</td><td>18%</td><td>12%</td></tr><tr><td>10%以上 20%未満</td><td>25%</td><td>27%</td><td>21%</td></tr><tr><td>20%以上 30%未満</td><td>34%</td><td>37%</td><td>31%</td></tr><tr><td>30%以上 40%未満</td><td>43%</td><td>47%</td><td>40%</td></tr><tr><td>40%以上 50%未満</td><td>52%</td><td>56%</td><td>50%</td></tr><tr><td>50%以上 60%未満</td><td>61%</td><td>68%</td><td>59%</td></tr><tr><td>60%以上 70%未満</td><td>70%</td><td>80%</td><td>68%</td></tr><tr><td>70%以上 80%未満</td><td>78%</td><td>89%</td><td>78%</td></tr><tr><td>80%以上 90%未満</td><td>87%</td><td>94%</td><td>87%</td></tr><tr><td>90%以上 100%未満</td><td>96%</td><td>98%</td><td>96%</td></tr><tr><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td></tr></table>	貨物別原価投入率 生産進行率	機械設備 (電線を含む)	船舶	鉄道車両	10%未満	16%	18%	12%	10%以上 20%未満	25%	27%	21%	20%以上 30%未満	34%	37%	31%	30%以上 40%未満	43%	47%	40%	40%以上 50%未満	52%	56%	50%	50%以上 60%未満	61%	68%	59%	60%以上 70%未満	70%	80%	68%	70%以上 80%未満	78%	89%	78%	80%以上 90%未満	87%	94%	87%	90%以上 100%未満	96%	98%	96%	100%	100%	100%	100%	
貨物別原価投入率 生産進行率	機械設備	船舶	鉄道車両																																																																																															
10%未満	16%	18%	12%																																																																																															
10%以上 20%未満	25%	27%	21%																																																																																															
20%以上 30%未満	34%	37%	31%																																																																																															
30%以上 40%未満	43%	47%	40%																																																																																															
40%以上 50%未満	52%	56%	50%																																																																																															
50%以上 60%未満	61%	68%	59%																																																																																															
60%以上 70%未満	70%	80%	68%																																																																																															
70%以上 80%未満	78%	89%	78%																																																																																															
80%以上 90%未満	87%	94%	87%																																																																																															
90%以上 100%未満	96%	98%	96%																																																																																															
100%	100%	100%	100%																																																																																															
貨物別原価投入率 生産進行率	機械設備 (電線を含む)	船舶	鉄道車両																																																																																															
10%未満	16%	18%	12%																																																																																															
10%以上 20%未満	25%	27%	21%																																																																																															
20%以上 30%未満	34%	37%	31%																																																																																															
30%以上 40%未満	43%	47%	40%																																																																																															
40%以上 50%未満	52%	56%	50%																																																																																															
50%以上 60%未満	61%	68%	59%																																																																																															
60%以上 70%未満	70%	80%	68%																																																																																															
70%以上 80%未満	78%	89%	78%																																																																																															
80%以上 90%未満	87%	94%	87%																																																																																															
90%以上 100%未満	96%	98%	96%																																																																																															
100%	100%	100%	100%																																																																																															

新	旧	備考
(約款第 30 条第 2 項ただし書きに規定する貿易一般保険運用規程に定める範囲内) 第 54 条 約款第 30 条第 2 項ただし書きに規定する貿易一般保険運用規程に定める範囲内とは、次の各号とする。 一 鋼材特約書に基づく保険契約を締結する<u>対象契約</u>(同特約書に定める「<u>対象契約</u>」をいう。)について、非常事由の不てん補部分を対象として個別保険を締結している場合は、約款第 7 条第 1 項に規定する残額に次の割合を乗じて得た額を上限とする。 イ 約款第 3 条第 1 号及び第 3 号のてん補危険の場合 100 分の 95 ロ 約款第 3 条第 2 号のてん補危険の場合 100 分の 97.5 二 前号に掲げる場合以外にあっては、各保険契約のうち日本貿易保険が支払うべき保険金額が最大となる保険契約による約款第 7 条のてん補責任額を支払保険金の上限とする。	(約款第 30 条第 2 項ただし書きに規定する貿易一般保険運用規程に定める範囲内) 第 53 条 約款第 30 条第 2 項ただし書きに規定する貿易一般保険運用規程に定める範囲内とは、次の各号とする。 一 <u>貿易一般保険包括保険</u>(鋼材)特約書に基づく保険契約を締結する<u>輸出契約</u>について、非常事由の不てん補部分を対象として個別保険を締結している場合は、約款第 7 条第 1 項に規定する残額に次の割合を乗じて得た額を上限とする。 イ 約款第 3 条第 1 号及び第 3 号のてん補危険の場合 100 分の 95 ロ 約款第 3 条第 2 号のてん補危険の場合 100 分の 97.5 二 前号に掲げる場合以外にあっては、各保険契約のうち日本貿易保険が支払うべき保険金額が最大となる保険契約による約款第 7 条のてん補責任額を支払保険金の上限とする。	
第 2 章 貿易一般保険包括保険（企業総合）関係 (特約書締結の申込みができる者等) 第 55 条 貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書（以下この章及び別表第 2 において「特約書」という。）に定める<u>対象契約</u>（以下、本章において「<u>対象契約</u>」という。）に基づく輸出又は販売の実績が特約書の締結予定日の 17 月前からの 1 年間で 3 億円以上あり、更に将来継続的かつ反復的に年間 3 億円以上の貿易取引を行う法人であって約款及びこれに関する規定に同意する者は、特約書の締結を日本貿易保険に申し込むことができる。	第 2 章 貿易一般保険包括保険（企業総合）関係 (特約書締結の申込みができる者等) 第 54 条 貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書（以下この章及び別表第 2 において「特約書」という。）の<u>対象とすることを予定している貨物に係る輸出契約等</u>に基づく輸出又は販売の実績が特約書の締結予定日の 17 月前からの 1 年間で 3 億円以上あり、更に将来継続的かつ反復的に年間 3 億円以上の貿易取引を行う法人であって約款及びこれに関する規定に同意する者は、特約書の締結を日本貿易保険に申し込むことができる。	
2 日本貿易保険は、申込者の貿易取引の実態、<u>対象契約</u>の相手方及び仕向国又は支払国の分散の状況及び過去の貿易保険の利用実績その他申込者からの報告事項を勘案し、<u>貿易一般保険包括保険（企業総合）</u>に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合、特約書の締結を行わない。	2 日本貿易保険は、申込者の貿易取引の実態、<u>輸出契約等</u>の相手方及び仕向国又は支払国の分散の状況及び過去の貿易保険の利用実績その他申込者からの報告事項を勘案し、<u>企業総合保険</u>に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合、特約書の締結を行わない。	
3 日本貿易保険は、次の各号に該当する場合、原則として特約書の更新を行わない。 一 特約書の更新日の 17 月前からの 1 年間に特約書に基づいて	3 日本貿易保険は、次の各号に該当する場合、原則として特約書の更新を行わない。 一 特約書の更新日の 17 月前からの 1 年間に特約書に基づいて	

新	旧	備考
締結された保険契約に係る保険価額の年間合計額（以下、「付保実績」という。）が3億円未満である場合 二 付保実績における<u>対象契約</u>の相手方及び仕向国又は支払国の分散について、てん補危険の分散が十分に図られていないと認められる場合 三 前各号のほか、特約書の締結者の貿易取引の実態、貿易保険の利用状況及び事故の発生状況を勘案し、貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合	締結された保険契約に係る保険価額の年間合計額（以下、「付保実績」という。）が3億円未満である場合 二 付保実績における<u>輸出契約等</u>の相手方及び仕向国又は支払国の分散について、てん補危険の分散が十分に図られていないと認められる場合 三 前各号のほか、特約書の締結者の貿易取引の実態、貿易保険の利用状況及び事故の発生状況を勘案し、貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合	
（<u>一の契約の契約金額の設定</u>） 第56条 特約書附帯別表第1に掲げる<u>一の契約</u>（以下、本章において「一の契約」という。）の契約金額の設定額は、1,000万円以下とする。	（<u>輸出契約等の契約金額の設定</u>） 第55条 特約書附帯別表第1に掲げる<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>の契約金額の設定額は、1,000万円以下とする。	
（<u>特約書の対象となる一の契約等の選択</u>） 第57条 特約書締結者（日本貿易保険と特約書を締結しようとしている者を含む。以下、この章において同じ。）は、<u>一の契約</u>が次の各号に該当する場合、当該<u>一の契約</u>及びてん補危険については、特約書の対象とするか否かを選択できる。 一 <u>一の契約が仲介貿易契約のみに該当する場合</u> 二 <u>一の契約が特約書締結者の海外支店等が締結した特約書締結者の輸出貨物の再販売契約を含む場合</u> 三 <u>一の契約</u>を締結した日から、締結した日の属する月の翌月の末日までの間のいずれかの時点において、<u>一の契約の相手方</u>（<u>一の契約の締結の相手方と当該一の契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの</u>）が特約書第3条第4項各号のいずれかに該当する<u>一の契約</u>（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。）の一部又は全部 四 約款第3条第3号に規定するてん補危険	（<u>特約書の対象となる輸出契約等の選択</u>） 第56条 特約書締結者（日本貿易保険と特約書を締結しようとしている者を含む。第59条において同じ。）は、次の各号に該当する<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>及びてん補危険については、特約書の対象とするか否かを選択できる。 一 <u>法第2条第12項に規定する仲介貿易契約</u> 二 <u>法第2条第1項に規定する輸出契約のうち、特約書締結者の海外支店等が締結した特約書締結者の輸出貨物の再販売契約</u> 三 <u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>を締結した日から、締結した日の属する月の翌月の末日までの間のいずれかの時点において、<u>輸出契約又は仲介貿易契約の相手方</u>（<u>輸出契約又は仲介貿易契約の締結の相手方と当該輸出契約又は仲介貿易契約に係る代金の支払人が異なる場合には、いずれかのもの</u>）が特約書第3条第4項各号のいずれかに該当する<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。）の一部又は全部 四 約款第3条第3号に規定するてん補危険	
（<u>部門単位による特約書対象契約の選択等</u>） 第58条 第56条の規定による設定及び前条の規定による選択は、特約書の対象とすることを予定している<u>一の契約に基づく輸出等</u>	（<u>部門単位による特約書対象契約の選択等</u>） 第57条 第55条の規定による設定及び前条の規定による選択は、特約書の対象とすることを予定している<u>貨物に係る輸出契約等</u>に	

新	旧	備考
の実績額（既に特約書を締結している者にあつては保険価額の年間合計額）が特約書の締結予定日（既に特約書を締結している者にあつては更新日）の17月前からの1年間で100億円以上の特約書締結者にあつては、部門ごとに行うことができる。	基づく輸出等の実績額（既に特約書を締結している者にあつては保険価額の年間合計額）が特約書の締結予定日（既に特約書を締結している者にあつては更新日）の17月前からの1年間で100億円以上の特約書締結者にあつては、部門ごとに行うことができる。	
（保険成績調整係数の設定単位） 第59条 保険料率等規程別表第1第2号の保険成績調整係数は、特約書締結者ごととする。ただし、特約書の締結に際し、特約書の対象とすることを予定している<u>一の契約</u>に基づく輸出等の実績額が特約書の締結予定日の17月前からの1年間で100億円以上の場合、特約書附帯別表第1に定める部門ごととすることができる。	（保険成績調整係数の設定単位） 第58条 保険料率等規程別表第1第2号の保険成績調整係数は、特約締結者ごととする。ただし、特約書の締結に際し、特約書の対象とすることを予定している<u>貨物に係る輸出契約等</u>に基づく輸出等の実績額が特約書の締結予定日の17月前からの1年間で100億円以上の場合、特約書附帯別表第1に定める部門ごととすることができる。	
（支払限度額の設定） 第60条 特約書第5条第2号に規定する支払限度額（以下この章及び別表第2において「支払限度額」という。）は、次項の規定により算出される額（以下「暫定限度額」という。）を基礎として特約書締結者の希望等を勘案のうえ設定し、当該特約書締結者に通知するものとする。 なお、支払限度額の設定の取扱いとは別表第2に掲げるとおりとする。ただし、<u>対象契約</u>の締結の相手方と当該<u>対象契約</u>に係る代金等の支払人が異なる場合の別表第2における<u>対象契約</u>の相手方とは、当該<u>対象契約</u>に係る代金等の支払人をいうものとする。	（支払限度額の設定） 第59条 特約書第5条第2号に規定する支払限度額（以下この章及び別表第2において「支払限度額」という。）は、次項の規定により算出される額（以下「暫定限度額」という。）を基礎として特約書締結者の希望等を勘案のうえ設定し、当該特約書締結者に通知するものとする。 なお、支払限度額の設定の取扱いとは別表第2に掲げるとおりとする。ただし、<u>輸出契約等</u>の締結の相手方と当該<u>輸出契約等</u>に係る代金の支払人が異なる場合の別表第2における<u>輸出契約等</u>の相手方とは、当該<u>輸出契約等</u>に係る代金の支払人をいうものとする。	
2 支払限度額の設定の基礎となる暫定限度額は、次の各号に定める輸出実績額を基礎として以下の算式により算出する。 〔算式：暫定限度額の算定〕 $\text{輸出実績額} \times \frac{\text{平均ユーザンス}}{\text{正味ユーザンス}} \times 90\%$ （注）1. 平均ユーザンスとは、<u>対象契約</u>に係る取引の額（付保実績額を輸出実績額とする場合は、一の保険契約に係る保険価額）と最終船積日から決済日までの期間（付保実績額を輸出実績額とする場合には、約款第3条第2号のてん補危険に係る保険期間。）をもとに加	2 支払限度額の設定の基礎となる暫定限度額は、次の各号に定める輸出実績額を基礎として以下の算式により算出する。 〔算式：暫定限度額の算定〕 $\text{輸出実績額} \times \frac{\text{平均ユーザンス}}{\text{正味ユーザンス}} \times 90\%$ （注）1. 平均ユーザンスとは、<u>一の輸出契約等</u>に係る取引の額（付保実績額を輸出実績額とする場合は、一の保険契約に係る保険価額）と最終船積日から決済日までの期間（付保実績額を輸出実績額とする場合には、約款第3条第2号のてん補危険に係る保険期間。）をもと	

新	旧	備考
重平均により算出した平均支払猶予期間（日数は 30 日単位で切り上げとする。）をいう。 2. 正味ユーザンスとは、輸出実績額を算出する期間中に締結した<u>対象契約</u>（付保実績額を輸出実績額とする場合には保険契約。以下この項において同じ。）に係るユーザンスの合計日数から同期間中の<u>対象契約</u>に係るユーザンスと他の<u>対象契約</u>に係るユーザンスとの重複期間の合計日数を控除した日数をいう。ただし、正味ユーザンスが 360 日を超えるとき又は特約書の締結時にあって当該正味ユーザンスが不明なときは 360 日とする。 一 特約書の締結時（特約書の締結時に支払限度額を設定した場合であって、特約書第 1 条に規定する特約期間（以下この章及び別表第 2 において「特約期間中」という。）に次条第 3 項に基づき支払限度額を増額設定する場合及び同条第 4 項に基づき支払限度額を減額設定する場合を含む。）にあっては、特約書の締結予定日の 17 月前から 1 年間の<u>対象契約</u>に係る取引金額（I L C により決済された場合はその 2 分の 1 の額とし、I L C 以外の方法により決済された場合であって特約書附帯別表第 3 に掲げる<u>対象契約</u>に係るものを除く。）の合計を輸出実績額とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りでない。 二 すでに特約書第 2 条第 1 項の規定により登録されている<u>対象契約</u>の相手方について支払限度額の設定をする場合（次条第 2 項ただし書により支払限度額を変更する場合、同条第 3 項により支払限度額を増額設定する場合及び同条第 4 項により支払限度額を減額設定する場合を含む。）には、特約書の更新日（特約書の更新時に支払限度額を設定した場合であって、特約期間中に次条第 3 項に基づき支払限度額を増額設定する場合及び同条第 4 項に基づき支払限度額を減額設定する場合を含む。また、特約書第 1 条に規定する特約期間中に支払限度額を設定する場合にあっては、支払限度額の設定の申請を行った日）の 17 月前からの 1 年間に特約書に基づいて締結された保	に加重平均により算出した平均支払猶予期間（日数は 30 日単位で切り上げとする。）をいう。 2. 正味ユーザンスとは、輸出実績額を算出する期間中に締結した<u>輸出契約等</u>（付保実績額を輸出実績額とする場合には保険契約。以下この項において同じ。）に係るユーザンスの合計日数から同期間中の<u>一の輸出契約等</u>に係るユーザンスと他の<u>一の輸出契約等</u>に係るユーザンスとの重複期間の合計日数を控除した日数をいう。ただし、正味ユーザンスが 360 日を超えるとき又は特約書の締結時にあって当該正味ユーザンスが不明なときは 360 日とする。 一 特約書の締結時（特約書の締結時に支払限度額を設定した場合であって、特約書第 1 条に規定する特約期間（以下この章及び別表第 2 において「特約期間中」という。）に次条第 3 項に基づき支払限度額を増額設定する場合及び同条第 4 項に基づき支払限度額を減額設定する場合を含む。）にあっては、特約書の締結予定日の 17 月前から 1 年間の<u>輸出契約等</u>に係る取引金額（I L C により決済された場合はその 2 分の 1 の額とし、I L C 以外の方法により決済された場合であって特約書附帯別表第 3 に掲げる<u>輸出契約等</u>に係るものを除く。）の合計を輸出実績額とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。 二 すでに特約書第 2 条第 1 項の規定により登録されている<u>輸出契約等</u>の相手方について支払限度額の設定をする場合（次条第 2 項ただし書により支払限度額を変更する場合、同条第 3 項により支払限度額を増額設定する場合及び同条第 4 項により支払限度額を減額設定する場合を含む。）には、特約書の更新日（特約書の更新時に支払限度額を設定した場合であって、特約期間中に次条第 3 項に基づき支払限度額を増額設定する場合及び同条第 4 項に基づき支払限度額を減額設定する場合を含む。また、特約書第 1 条に規定する特約期間中に支払限度額を設定する場合にあっては、支払限度額の設定の申請を行った日）の 17 月前からの 1 年間に特約書に基づいて締結された保	

新	旧	備考
険契約に係る保険価額（約款第4条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由をてん補する保険契約における約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険価額とし、I L Cにより決済された場合はその2分の1の額とする。）の合計額を輸出実績額とする。 三 特約書の更新時又は特約期間中に特約書第2条第1項の規定により登録される<u>対象契約</u>の相手方について支払限度額を設定する場合（当該設定後であって、特約期間中に次条第3項に基づき支払限度額を増額設定する場合及び同条第4項に基づき支払限度額を減額設定する場合を含む。）には、輸出実績額はないものとみなす。ただし、同条第2項の規定により登録を削除してから2年を経過していない場合においては、前号の規定を準用する。	険契約に係る保険価額（約款第4条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由をてん補する保険契約における約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険価額とし、I L Cにより決済された場合はその2分の1の額とする。）の合計額を輸出実績額とする。 三 特約書の更新時又は特約期間中に特約書第2条第1項の規定により登録される<u>輸出契約等</u>の相手方について支払限度額を設定する場合（当該設定後であって、特約期間中に次条第3項に基づき支払限度額を増額設定する場合及び同条第4項に基づき支払限度額を減額設定する場合を含む。）には、輸出実績額はないものとみなす。ただし、同条第2項の規定により登録を削除してから2年を経過していない場合においては、前号の規定を準用する。	
3 特約書の締結者は、支払限度額の設定に際し、前項に規定する暫定限度額を超える場合その他日本貿易保険が特に必要と認める場合には、原則として、<u>対象契約</u>の相手方ごとに次の書類を提出するものとする。 一 支払限度額申請書提出前3月以内に発行された信用調査報告書 二 その他日本貿易保険が求める書類	3 特約書の締結者は、支払限度額の設定に際し、前項に規定する暫定限度額を超える場合その他日本貿易保険が特に必要と認める場合には、原則として、<u>輸出契約等</u>の相手方ごとに次の書類を提出するものとする。 一 支払限度額申請書提出前3月以内に発行された信用調査報告書 二 その他日本貿易保険が求める書類	
4 特約書第5条第3号に規定する運用規程に定めるものとは、次のいずれかのものをいう。 一 第2項に規定する輸出実績額がないもの 二 暫定限度額が特約書附帯別表第1に掲げる金額未満となったもの 三 第1項の規定により支払限度額の設定を調整していく過程において、第2項に規定する輸出実績額がある（前号に該当する場合を除く。）にもかかわらず、支払限度額を設定しないことが適当と認めたもの	4 特約書第5条第3号に規定する運用規程に定めるものとは、次のいずれかのものをいう。 一 第2項に規定する輸出実績額がないもの 二 暫定限度額が特約書附帯別表第1に掲げる金額未満となったもの 三 第1項の規定により支払限度額の設定を調整していく過程において、第2項に規定する輸出実績額がある（前号に該当する場合を除く。）にもかかわらず、支払限度額を設定しないことが適当と認めたもの	
第60条の2 （略）	第59条の2 （略）	
（支払限度額等の効力等） 第61条 支払限度額及び特約書第5条第3号の規定によるてん補率の制限（以下「てん補率の制限」という。）の効力発生日は、	（支払限度額等の効力等） 第60条 支払限度額及び特約書第5条第3号の規定によるてん補率の制限（以下「てん補率の制限」という。）の効力発生日は、	

新	旧	備考
特約書の締結日又は特約書の更新日とする。ただし、貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00027。以下この章において「手続細則」という。）第 3 条第 1 項から第 5 項までの規定による申請が特約期間中になされた場合には、当該申請に係る支払限度額及びてん補率の制限の効力発生日は設定の日とする。	特約書の締結日又は特約書の更新日とする。ただし、貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00027。以下この章において「手続細則」という。）第 3 条第 1 項から第 5 項までの規定による申請が特約期間中になされた場合には、当該申請に係る支払限度額及びてん補率の制限の効力発生日は設定の日とする。	
2 前項の規定により効力が発生した支払限度額の変更及びてん補率の制限がなされている <u>対象契約</u> の相手方の支払限度額の設定は、特約書の更新時に限り認めるものとする。ただし、支払限度額 0 円の <u>対象契約</u> の相手方にあつては、特約期間中 1 回に限り支払限度額を変更することができる。	2 前項の規定により効力が発生した支払限度額の変更及びてん補率の制限がなされている <u>輸出契約等</u> の相手方の支払限度額の設定は、特約書の更新時に限り認めるものとする。ただし、支払限度額 0 円の <u>輸出契約等</u> の相手方にあつては、特約期間中 1 回に限り支払限度額を変更することができる。	
3 前項の規定にかかわらず、既に支払限度額を設定している場合（支払限度額が 0 円の場合を除く）であっても、原則として最新の支払限度額の設定日から 3 月を経過した後であれば、支払限度額の増額を申請することができ、日本貿易保険がこれを認める場合に限り、特約期間中 1 回に限り支払限度額を増額設定するものとする。	3 前項の規定にかかわらず、既に支払限度額を設定している場合（支払限度額が 0 円の場合を除く）であっても、原則として最新の支払限度額の設定日から 3 月を経過した後であれば、支払限度額の増額を申請することができ、日本貿易保険がこれを認める場合に限り、特約期間中 1 回に限り支払限度額を増額設定するものとする。	
4 第 2 項の規定にかかわらず、既に支払限度額を設定している場合であっても、支払限度額の減額を申請することができ、日本貿易保険がこれを認める場合に限り、特約期間中 1 回に限り支払限度額を減額設定するものとする。	4 第 2 項の規定にかかわらず、既に支払限度額を設定している場合であっても、支払限度額の減額を申請することができ、日本貿易保険がこれを認める場合に限り、特約期間中 1 回に限り支払限度額を減額設定するものとする。	
5 特約書の更新時における付保実績算出期間後に <u>対象契約</u> の相手方について支払限度額を設定した場合（支払限度額を 0 円から変更した場合及び増額設定した場合を含む。）は、当該支払限度額の効力発生日後直近の特約書の更新日において支払限度額を設定することができる場合に限り、当該支払限度額と同額の支払限度額を当該特約書の更新日に設定するものとする。ただし、支払限度額が 0 円の <u>対象契約</u> の相手方についてはこの限りではない。	5 特約書の更新時における付保実績算出期間後に <u>輸出契約等</u> の相手方について支払限度額を設定した場合（支払限度額を 0 円から変更した場合及び増額設定した場合を含む。）は、当該支払限度額の効力発生日後直近の特約書の更新日において支払限度額を設定することができる場合に限り、当該支払限度額と同額の支払限度額を当該特約書の更新日に設定するものとする。ただし、支払限度額が 0 円の <u>輸出契約等</u> の相手方についてはこの限りではない。	
（一の <u>契約</u> に非対象貨物を含む場合の取扱い） 第 62 条 保険契約の対象を特約書附帯別表第 1 に掲げる貨物（以下「対象貨物」という。）に係る <u>一の契約</u> に限定している特約書における対象貨物以外の貨物（以下「非対象貨物」という。）が	（一の <u>輸出契約等</u> に非対象貨物を含む場合の取扱い） 第 61 条 保険契約の対象を特約書附帯別表第 1 に掲げる貨物（以下「対象貨物」という。）に係る <u>輸出契約等</u> に限定している特約書における対象貨物以外の貨物（以下「非対象貨物」という。）が	

新	旧	備考
含まれる一の契約の契約金額は、次の各号とする。 一 対象貨物に係る代金の額が非対象貨物に係る代金の額に等しく又はこれを超えるときは、当該一の契約の代金等の額 二 非対象貨物に係る代金の額が対象貨物に係る代金の額を超えるときは、対象貨物に係る代金の額	が含まれる輸出契約等の契約金額は、次の各号とする。 一 対象貨物に係る代金の額が非対象貨物に係る代金の額に等しく又はこれを超えるときは、当該輸出契約等の代金の額 二 非対象貨物に係る代金の額が対象貨物に係る代金の額を超えるときは、対象貨物に係る代金の額	
(対象契約を連名で締結した場合の取扱い) 第 63 条 特約書締結者を含む二以上の者が連名して契約の相手方と特約書附帯別表第 1 に掲げる対象契約を締結した場合は、連名の相手方に応じて次の各号とする。 一 連名の相手方が特約書締結者である場合 契約金額を契約内容により分割し、当該金額を同表に掲げる契約金額とみなす。ただし、連名の相手方との合意によりいずれかが当該対象契約の全部について特約書に基づく保険契約の申込みを行う場合は、この限りでない。 二 連名の相手方が特約書締結者以外のものであって、双方が他の包括保険の同一の特約書附帯別表第 1 に記載された企業の場合 契約金額を契約内容により分割し、当該金額をそれぞれ特約書附帯別表第 1 に掲げる契約金額又は当該包括保険の特約書に掲げる契約金額とみなす。ただし、連名の相手方との合意によりいずれかが当該対象契約の全部について当該包括保険で申込みを行う場合は、この限りでない。 三 連名の相手方が特約書の締結者以外のものであって、双方が他の包括保険の同一の特約書附帯別表第 1 に記載された企業以外のものである場合 契約金額を契約内容により分割し、特約書締結者の契約に係る金額を特約書附帯別表第 1 に掲げる契約金額とみなす。	(輸出契約等を連名で締結した場合の取扱い) 第 62 条 特約書締結者を含む二以上の者が連名して契約の相手方と特約書附帯別表第 1 に掲げる輸出契約等を締結した場合は、連名の相手方に応じて次の各号とする。 一 連名の相手方が特約書締結者である場合 契約金額を契約内容により分割し、当該金額を同表に掲げる契約金額とみなす。ただし、連名の相手方との合意によりいずれかが当該輸出契約等の全部について特約書に基づく保険契約の申込みを行う場合は、この限りでない。 二 連名の相手方が特約書締結者以外のものであって、双方が他の包括保険の同一の特約書附帯別表第 1 に記載された企業の場合 契約金額を契約内容により分割し、当該金額をそれぞれ特約書附帯別表第 1 に掲げる契約金額又は当該包括保険の特約書に掲げる契約金額とみなす。ただし、連名の相手方との合意によりいずれかが当該輸出契約等の全部について当該包括保険で申込みを行う場合は、この限りでない。 三 連名の相手方が特約書の締結者以外のものであって、双方が他の包括保険の同一の特約書附帯別表第 1 に記載された企業以外のものである場合 契約金額を契約内容により分割し、特約書締結者の契約に係る金額を特約書附帯別表第 1 に掲げる契約金額とみなす。	
(対象契約の相手方) 第 64 条 この章における「対象契約の相手方」とは、第 2 条第 2 号に規定する者の他、特約書附帯別表第 1 において再販売契約を保険契約の対象とした場合にあっては、当該再販売契約の締結の相手方又は再販売貨物の代金の支払人をいうものとする。	(輸出契約等の相手方) 第 63 条 この章における「輸出契約等の相手方」とは、第 2 条第 2 号に規定する者の他、特約書附帯別表第 1 において再販売契約を保険契約の対象とした場合にあっては、当該再販売契約の締結の相手方又は再販売貨物の代金の支払人をいうものとする。	

新	旧	備考
第 65 条 (略)	第 64 条 (略)	
(再販売契約を保険契約の対象とする場合の取扱い) 第 66 条 特約書附帯別表第 1 において再販売契約を保険契約の対象とする場合にあっては、本店から海外支店等への輸出契約及び当該海外支店等と再販売先との契約をもって <u>一の契約</u> とみなすものとする。	(再販売契約を保険契約の対象とする場合の取扱い) 第 65 条 特約書附帯別表第 1 において再販売契約を保険契約の対象とする場合にあっては、本店から海外支店等への輸出契約及び当該海外支店等と再販売先との契約をもって <u>輸出契約等</u> とみなすものとする。	
2 前項の <u>一の契約</u> においては、海外支店等又は再販売先から本店への決済期限を明記するものとする。	2 前項の <u>輸出契約等</u> の場合にあっては、海外支店等又は再販売先から本店への決済期限を明記するものとする。	
3 保険契約の締結時において海外支店等と再販売先との契約が未締結の場合にあっては、当該海外支店等が再販売先と再販売契約を締結した後、遅滞なく手続細則第 6 条第 3 項の規定に従い内容変更の手続を行うものとする。	3 保険契約の締結時において海外支店等と再販売先との契約が未締結の場合にあっては、当該海外支店等が再販売先と再販売契約を締結した後、遅滞なく手続細則第 6 条第 3 項の規定に従い内容変更の手続を行うものとする。	
4 前項の場合であって、本邦船積後 3 月以内に海外支店等が再販売契約を締結しない場合は、本店と海外支店等との輸出契約の <u>みが一の契約に該当する</u> 。	4 前項の場合であって、本邦船積後 3 月以内に海外支店等が再販売契約を締結しない場合は、本店と海外支店等との輸出契約 <u>とみなすものとする</u> 。	
5 第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、第 57 条第 3 号に該当するものを特約書の対象としないことを選択した場合であって、本店と海外支店等との輸出契約が特約書の対象とならない場合については、本店と海外支店等との輸出契約の締結日の属する月の翌月末までに海外支店等と再販売先との契約が未締結の場合は、本店と海外支店等との輸出契約 <u>のみが一の契約に該当することとし</u> 、保険の申込を要しない。	5 第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、第 56 条第 3 号に該当するものを特約書の対象としないことを選択した場合であって、本店と海外支店等との輸出契約が特約書の対象とならない場合については、本店と海外支店等との輸出契約の締結日の属する月の翌月末までに海外支店等と再販売先との契約が未締結の場合は、本店と海外支店等との輸出契約 <u>とみなし</u> 、保険の申込を要しない。	
第 67 条 (略)	第 66 条 (略)	
第 3 章 貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）関係 (特約書締結の申込みができる者等) 第 68 条 貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）（以下この章において「技提包括保険」という。）特約書に <u>定める対象契約</u> を将来継続的に締結する法人であって約款及びこれに関する規定に同意する者は、技提包括保険特約書の締結を日本貿易保険に申し込むことができる。	第 3 章 貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）関係 (特約書締結の申込みができる者等) 第 67 条 貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）（以下この章において「技提包括保険」という。）特約書の <u>対象となる技術提供契約等</u> を将来継続的に締結する法人であって約款及びこれに関する規定に同意する者は、技提包括保険特約書の締結を日本貿易保険に申し込むことができる。	
2 日本貿易保険は、申込者の貿易取引の実態、過去の貿易保険の利用実績その他申込者からの報告事項を勘案し、技提包括保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれ	2 日本貿易保険は、申込者の貿易取引の実態、過去の貿易保険の利用実績その他申込者からの報告事項を勘案し、技提包括保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれ	

新	旧	備考
があると認められる場合は、技提包括保険特約書の締結を行わない。	があると認められる場合は、技提包括保険特約書の締結を行わない。	
3 日本貿易保険は、技提包括保険特約書の締結者の貿易保険の利用状況及び事故の発生状況等を勘案し、技提包括保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合、技提包括保険特約書の更新を行わない。	3 日本貿易保険は、技提包括保険特約書の締結者の貿易保険の利用状況及び事故の発生状況等を勘案し、技提包括保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合、技提包括保険特約書の更新を行わない。	
第4章 貿易一般保険（個別）関係 （保険契約締結の制限） 第69条 日本貿易保険は、次の各号に掲げる場合については、個別保険の保険契約の締結を制限することができる。 一 輸出契約等が次のいずれかに該当する場合 イ 貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00066）に適合しない ロ 取引上の危険が大であると認められる 二 前号に掲げる場合ほか、保険契約の締結が貿易一般保険（個別）に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合	第4章 貿易一般保険（個別）関係 （保険契約締結の制限） 第68条 日本貿易保険は、次の各号に掲げる場合については、個別保険の保険契約の締結を制限することができる。 一 輸出契約等が次のいずれかに該当する場合 イ 貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについてに適合しない ロ 取引上の危険が大であると認められる 二 前号に掲げる場合ほか、保険契約の締結が貿易一般保険（個別）に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合	
第5章 雑則 第70条～第71条 （略） 附 則 <u>この改正は、平成26年10月1日から実施する。</u>	第5章 雑則 第69条～第70条 （略）	

新					旧					備考
別表第 1 （第 34 条関係）					別表第 1 （第 34 条関係）					
1 2 年未満案件に係る取扱いは、次の各号のとおりとする。 一 約款第 3 条第 1 号及び第 2 号のてん補危険に係る場合は、下表のとおりとする。					1 2 年未満案件に係る取扱いは、次の各号のとおりとする。 一 約款第 3 条第 1 号及び第 2 号のてん補危険に係る場合は、下表のとおりとする。					
	「船積前期間」	「船積後期間」				「船積前期間」	「船積後期間」			
		船積実行日を起算とする決済（注 2）に係る部分	船積実行日を起算としない決済に係る部分				船積実行日を起算とする決済（注 2）に係る部分	船積実行日を起算としない決済に係る部分		
			リテンション決済（注 3）以外の決済に係る部分	リテンション決済に係る部分				リテンション決済（注 3）以外の決済に係る部分	リテンション決済に係る部分	
船前 M S 適用案件（注 1）	保険契約締結日から（当日算入。別表第 1 において同じ。）第 1 回船積予定日から船積期日（注 4）までの期間の中間日（中間日が 2 日存在する場合は、最初 の中間日をいう。別表第 1 において同じ。）まで	ユーザンス期間（注 5）（一の船積に係る代金等のユーザンス期間が二以上の場合にあっては、中間ユーザンス期間（注 6）。この欄において同じ。）。ただし、すべての船積に係る代金等のユーザンス期間が同一でない場合にあっては、ユーザンス期間のうち最も長いものとする。	「船積前期間」の終了日から決済期日（決済期日が二以上の場合にあっては、第 1 回決済期日（注 7）から最終決済期日までの期間の中間日。第 2 号の表において同じ。）まで	「船積前期間」の終了日からリテンション決済期日（リテンション決済期日が二以上の場合にあっては、第 1 回リテンション決済期日から最終リテンション決済期日までの期間の中間日。別表第 1 において同じ。）まで	船前 M S 適用案件（注 1）	保険契約締結日から（当日算入。別表第 1 において同じ。）第 1 回船積予定日から船積期日（注 4）までの期間の中間日（中間日が 2 日存在する場合は、最初 の中間日をいう。別表第 1 において同じ。）まで	ユーザンス期間（注 5）（一の船積に係る代金等のユーザンス期間が二以上の場合にあっては、中間ユーザンス期間（注 6）。この欄において同じ。）。ただし、すべての船積に係る代金等のユーザンス期間が同一でない場合にあっては、ユーザンス期間のうち最も長いものとする。	「船積前期間」の終了日から決済期日（決済期日が二以上の場合にあっては、第 1 回決済期日（注 7）から最終決済期日までの期間の中間日。第 2 号の表において同じ。）まで	「船積前期間」の終了日からリテンション決済期日（リテンション決済期日が二以上の場合にあっては、第 1 回リテンション決済期日から最終リテンション決済期日までの期間の中間日。別表第 1 において同じ。）まで	

新						旧						備考
上記以外の輸出契約等	保険契約締結日から船積期日まで	ユーザンス期間（ユーザンス期間が二以上の場合にあっては、最も長いユーザンス期間）	「船積前期間」の終了日から決済期日（決済期日が二以上の場合にあっては、最終決済期日）まで	同上		上記以外の輸出契約等	保険契約締結日から船積期日まで	ユーザンス期間（ユーザンス期間が二以上の場合にあっては、最も長いユーザンス期間）	「船積前期間」の終了日から決済期日（決済期日が二以上の場合にあっては、最終決済期日）まで	同上		
(注1) 船前MS適用案件とは、完成納期案件又は完成納期案件以外の輸出契約等であって代金等の決済（第1回船積予定日の前日以前の決済期日に係るものを除く。）に次の①若しくは②のいずれかの決済条件を含むものをいう。ただし、貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車輛・船舶：特定2年未満案件）手続細則（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00024）に基づき保険契約を申し込む<u>対象契約</u>（同手続細則第4条第2項の規定に該当するものを除く。）及び貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00027）第6条第1項本文の規定に基づき保険契約を申し込む<u>対象契約</u>（同手続細則第6条第4項の規定に該当するものを除く。）を除く。 ① 船積実行日を決済の起算点とする1年超の元本均等分割決済 ② 船積実行日を起算としない決済（リテンション決済を除き、決済期日が二以上のものに限る。） なお、完成納期案件とは、完成納期のみが定められている2年未満案件であって、完成納期以降の日を船積期日として保険契約を締結するものをいう。 また、①に規定する1年超の元本均等分割決済とは、起算点から最終の決済の期限までの期間が1年を超え、かつ、第1回の決済予定日が起算点から6月以内で、元本の均等額が均等間隔（最終の決済予定日とその直前の決済予定日との間隔が当該均等間隔の2分の1未満の期間短縮されている場合を含む。）に分割して決済されるものをいう。						(注1) 船前MS適用案件とは、完成納期案件又は完成納期案件以外の輸出契約等であって代金等の決済（第1回船積予定日の前日以前の決済期日に係るものを除く。）に次の①若しくは②のいずれかの決済条件を含むものをいう。ただし、貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車輛・船舶：特定2年未満案件）手続細則（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00024）に基づき保険契約を申し込む<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>（同手続細則第4条第2項の規定に該当するものを除く。）及び貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00027）第6条第1項本文の規定に基づき保険契約を申し込む<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>（同手続細則第6条第4項の規定に該当するものを除く。）を除く。 ① 船積実行日を決済の起算点とする1年超の元本均等分割決済 ② 船積実行日を起算としない決済（リテンション決済を除き、決済期日が二以上のものに限る。） なお、完成納期案件とは、完成納期のみが定められている2年未満案件であって、完成納期以降の日を船積期日として保険契約を締結するものをいう。 また、①に規定する1年超の元本均等分割決済とは、起算点から最終の決済の期限までの期間が1年を超え、かつ、第1回の決済予定日が起算点から6月以内で、元本の均等額が均等間隔（最終の決済予定日とその直前の決済予定日との間隔が当該均等間隔の2分の1未満の期間短縮されている場合を含む。）に分割して決済されるものをいう。						

新							旧							備考
う。 (注2)～(注7) (略) 二 (略)							(注2)～(注7) (略) 二 (略)							
別表第2 (第60条関係)							別表第2 (第59条関係)							
約款第4条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由(以下「信用事由」という。)による約款第3条第2号又は第4号のてん補危険(以下「代金回収不能」という。)に係る支払限度額の設定の取扱いは下表のとおりとする。なお、特約期間中に <u>対象契約</u> の相手方の格付が変更となった場合の支払限度額の設定の取扱い及びてん補範囲等についても下表のとおりとする。							約款第4条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由(以下「信用事由」という。)による約款第3条第2号又は第4号のてん補危険(以下「代金回収不能」という。)に係る支払限度額の設定の取扱いは下表のとおりとする。なお、特約期間中に <u>輸出契約等</u> の相手方の格付が変更となった場合の支払限度額の設定の取扱い及びてん補範囲等についても下表のとおりとする。							
特約書の締結時、特約期間中における特約書第2条第1項の規定に基づく <u>対象契約</u> の相手方の登録時又は特約書の更新時の取扱い			特約期間中において <u>対象契約</u> の相手方の格付が変更された場合の取扱い*1、*2				特約書の締結時、特約期間中における特約書第2条第1項の規定に基づく <u>輸出契約等</u> の相手方の登録時又は特約書の更新時の取扱い			特約期間中において <u>輸出契約等</u> の相手方の格付が変更された場合の取扱い*1、*2				
<u>対象契約</u> の相手方の格付	支払限度額の取扱い	信用事由による代金回収不能のてん補	<u>対象契約</u> の相手方の変更後の格付	格付変更前に設定された支払限度額の取扱い	格付変更後の支払限度額の取扱い*3	信用事由による代金回収不能のてん補	<u>輸出契約等</u> の相手方の格付	支払限度額の取扱い	信用事由による代金回収不能のてん補	<u>輸出契約等</u> の相手方の変更後の格付	格付変更前に設定された支払限度額の取扱い	格付変更後の支払限度額の取扱い*3	信用事由による代金回収不能のてん補	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(注) *1 : 特約期間中において <u>対象契約</u> の相手方の格付が事故管理区分Bに変更された場合は、保険の申込を要しない *2～*3 (略) *4 : 第60条第4項各号のいずれかに該当する <u>対象契約</u> の相手方にある場合は、支払限度額を設定することを選択した場合を除き支払限度額を設定せず、信用事由による代金回収不能のてん補率を50%とする。 *5 (略) *6 : <u>対象契約</u> の相手方の格付が変更される前において、信							(注) *1 : 特約期間中において <u>輸出契約等</u> の相手方の格付が事故管理区分Bに変更された場合は、保険の申込を要しない。 *2～*3 (略) *4 : 第59条第4項各号のいずれかに該当する <u>輸出契約等</u> の相手方にある場合は、支払限度額を設定することを選択した場合を除き支払限度額を設定せず、信用事由による代金回収不能のてん補率を50%とする。 *5 (略) *6 : <u>輸出契約等</u> の相手方の格付が変更される前において、							

新	旧	備考											
用事由による代金回収不能のてん補率が50%とされていた場合は、当該 <u>対象契約</u> の相手方の格付が変更された場合においても同様の扱いとする。 * 7～* 9 （略）	信用事由による代金回収不能のてん補率が50%とされていた場合は、当該 <u>輸出契約等</u> の相手方の格付が変更された場合においても同様の扱いとする。 * 7～* 9 （略）												
<u>別表第3（第8条関係）</u> <u>第8条に規定する内容変更等通知期限は、保険契約における最終決済予定日（証券記載の決済予定日のうち最も遅い決済予定日をいう。以下同じ。）に係る決済条件毎に次のとおりとする。</u> <table><tr><th><u>最終決済予定日に係る決済条件</u></th><th><u>内容変更等通知期限</u></th></tr><tr><td><u>マイルストーンペイメント</u></td><td><u>最終決済予定日に3月を加えた日</u></td></tr><tr><td><u>リテンション</u></td><td><u>最終決済予定日に6月を加えた日</u></td></tr><tr><td><u>船積実行日をユーザンスの起算点とする決済</u></td><td><u>最終船積予定日（※）に3月を加えた日に当該ユーザンス日数を加えた日</u></td></tr><tr><td><u>対価確認日をユーザンスの起算点とする決済</u></td><td><u>最終対価確認予定日（※）に6月を加えた日に当該ユーザンス日数を加えた日</u></td></tr><tr><td><u>上記以外</u></td><td><u>最終決済予定日</u></td></tr></table> <u>（※）最終決済予定日に係るものとする。</u>	<u>最終決済予定日に係る決済条件</u>	<u>内容変更等通知期限</u>	<u>マイルストーンペイメント</u>	<u>最終決済予定日に3月を加えた日</u>	<u>リテンション</u>	<u>最終決済予定日に6月を加えた日</u>	<u>船積実行日をユーザンスの起算点とする決済</u>	<u>最終船積予定日（※）に3月を加えた日に当該ユーザンス日数を加えた日</u>	<u>対価確認日をユーザンスの起算点とする決済</u>	<u>最終対価確認予定日（※）に6月を加えた日に当該ユーザンス日数を加えた日</u>	<u>上記以外</u>	<u>最終決済予定日</u>	
<u>最終決済予定日に係る決済条件</u>	<u>内容変更等通知期限</u>												
<u>マイルストーンペイメント</u>	<u>最終決済予定日に3月を加えた日</u>												
<u>リテンション</u>	<u>最終決済予定日に6月を加えた日</u>												
<u>船積実行日をユーザンスの起算点とする決済</u>	<u>最終船積予定日（※）に3月を加えた日に当該ユーザンス日数を加えた日</u>												
<u>対価確認日をユーザンスの起算点とする決済</u>	<u>最終対価確認予定日（※）に6月を加えた日に当該ユーザンス日数を加えた日</u>												
<u>上記以外</u>	<u>最終決済予定日</u>												

新	旧	備考								
別紙様式第 1 貿易一般保険包括保険に係る買注文書等の通知書 独立行政法人 日本貿易保険 御中 <table><tr><td>証 券 番 号</td><td></td></tr><tr><td>締結年月日</td><td>年 月 日</td></tr></table> 通知回数 第 回 下記のとおり上記保険契約に係る輸出契約等の相手方からの 買注文書 被保険者 買注文書の変更 住所 技術提供内容の承認 氏名 技術提供内容の承認の変更 を受けたので通知します。 年 月 日 1 仕向国 2 輸出契約等の相手方(プロジェクト名) 3 買注文書・買注文書の変更・技術提供内容の承認・技術提供内容の承認の変更の内容 (1) 買注文書・技術提供内容の承認に係る輸出貨物等の金額(買注文書の変更又は技術提供内容の承認の変更にあつては変更後の輸出貨物等の金額) (FOB) (2) 当該輸出貨物等に係る船積時期 年 月 日 ~ 年 月 日 (3) 当該輸出貨物等の名称、型又は銘柄及び数量	証 券 番 号		締結年月日	年 月 日	別紙様式第 1 貿易一般保険包括保険に係る買注文書等の通知書 独立行政法人 日本貿易保険 御中 <table><tr><td>証 券 番 号</td><td></td></tr><tr><td>締結年月日</td><td>年 月 日</td></tr></table> 通知回数 第 回 下記のとおり上記保険契約に係る輸出契約等の相手方からの 買注文書 被保険者 買注文書の変更 住所 技術提供内容の承認 氏名 技術提供内容の承認の変更 を受けたので通知します。 年 月 日 1 仕向国 2 輸出契約の相手方(プロジェクト名) 3 買注文書・買注文書の変更・技術提供内容の承認・技術提供内容の承認の変更の内容 (1) 買注文書・技術提供内容の承認に係る輸出貨物の金額(買注文書の変更又は技術提供内容の承認の変更にあつては変更後の輸出貨物の金額) (FOB) (2) 当該輸出貨物に係る船積時期 年 月 日 ~ 年 月 日 (3) 当該輸出貨物の名称、型又は銘柄及び数量	証 券 番 号		締結年月日	年 月 日	
証 券 番 号										
締結年月日	年 月 日									
証 券 番 号										
締結年月日	年 月 日									

新	旧	備考
(4) 変更前の買注文書又は技術提供内容の承認の通知書の番号 (5) 通知済み分の累計金額 (FOB) (注) 本通知に係る買注文書若しくは買注文書の変更又は <u>技術提供</u> 内容の承認若しくは技術提供内容の承認の変更を受けたことを証する書面を添付すること。	(4) 変更前の買注文書又は技術提供内容の承認の通知書の番号 (5) 通知済み分の累計金額 (FOB) (注) 本通知に係る買注文書若しくは買注文書の変更又は <u>工事</u> 内容の承認若しくは <u>工事</u> 内容の承認の変更を受けたことを証する書面を添付すること。	
別紙様式第 2 (略)	別紙様式第 2 (略)	
別紙様式第 3 (略)	別紙様式第 3 (略)	
別紙様式第 4 年 月 日 独立行政法人日本貿易保険 御中 申請者 代表者氏名 _____ 印 個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書 (略)	別紙様式第 4 年 月 日 独立行政法人日本貿易保険 御中 申請者 代表者氏名 _____ 印 個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書 (略)	
別紙様式第 5 (略)	別紙様式第 5 (略)	
別紙様式第 6 変更前国カテゴリー適用申請書 申請日 年 月 日 (番号等) 企業名 申請者名 _____ 印	別紙様式第 6 変更前国カテゴリー適用申請書 申請日 年 月 日 (番号等) 企業名 申請者名 _____ 印	

新	旧	備考																																											
年 月 日付けで日本貿易保険が国カテゴリーを変更することを公表した【 国名 】について、貿易一般保険運用規程第34条の2 第3項の規定に基づき下記の通り変更前の国カテゴリーの適用を申請します。 <table><tr><td>対象プロジェクト名</td><td></td></tr><tr><td>プロジェクトの概要</td><td></td></tr><tr><td>保険利用者名</td><td>(シッパーコード)</td></tr><tr><td>輸出契約等の相手方</td><td>(バイヤーコード) (格付)</td></tr><tr><td>輸出<u>契約等</u>の<u>契約金額</u></td><td></td></tr><tr><td>保険種名（貿易一般保険のうち、対象保険種名を記載）</td><td></td></tr><tr><td>プロジェクト実施国</td><td>(国コード)</td></tr><tr><td>申請理由</td><td></td></tr><tr><td>エビデンス（書類リストと概略説明）</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td></tr></table> 注 1～注 2 （略）			対象プロジェクト名		プロジェクトの概要		保険利用者名	(シッパーコード)	輸出契約等の相手方	(バイヤーコード) (格付)	輸出 <u>契約等</u> の <u>契約金額</u>		保険種名（貿易一般保険のうち、対象保険種名を記載）		プロジェクト実施国	(国コード)	申請理由		エビデンス（書類リストと概略説明）		備考		年 月 日付けで日本貿易保険が国カテゴリーを変更することを公表した【 国名 】について、貿易一般保険運用規程第34条の2 第3項の規定に基づき下記の通り変更前の国カテゴリーの適用を申請します。 <table><tr><td>対象プロジェクト名</td><td></td></tr><tr><td>プロジェクトの概要</td><td></td></tr><tr><td>保険利用者名</td><td>(シッパーコード)</td></tr><tr><td>輸出契約 <u>(技術提供契約)</u> 等の相手方</td><td>(バイヤーコード) (格付)</td></tr><tr><td>輸出等 <u>(技術提供等)</u> 金額</td><td></td></tr><tr><td>保険種名（貿易一般保険のうち、対象保険種名を記載）</td><td></td></tr><tr><td>プロジェクト実施国</td><td>(国コード)</td></tr><tr><td>申請理由</td><td></td></tr><tr><td>エビデンス（書類リストと概略説明）</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td></tr></table> 注 1～注 2 （略）			対象プロジェクト名		プロジェクトの概要		保険利用者名	(シッパーコード)	輸出契約 <u>(技術提供契約)</u> 等の相手方	(バイヤーコード) (格付)	輸出等 <u>(技術提供等)</u> 金額		保険種名（貿易一般保険のうち、対象保険種名を記載）		プロジェクト実施国	(国コード)	申請理由		エビデンス（書類リストと概略説明）		備考	
対象プロジェクト名																																													
プロジェクトの概要																																													
保険利用者名	(シッパーコード)																																												
輸出契約等の相手方	(バイヤーコード) (格付)																																												
輸出 <u>契約等</u> の <u>契約金額</u>																																													
保険種名（貿易一般保険のうち、対象保険種名を記載）																																													
プロジェクト実施国	(国コード)																																												
申請理由																																													
エビデンス（書類リストと概略説明）																																													
備考																																													
対象プロジェクト名																																													
プロジェクトの概要																																													
保険利用者名	(シッパーコード)																																												
輸出契約 <u>(技術提供契約)</u> 等の相手方	(バイヤーコード) (格付)																																												
輸出等 <u>(技術提供等)</u> 金額																																													
保険種名（貿易一般保険のうち、対象保険種名を記載）																																													
プロジェクト実施国	(国コード)																																												
申請理由																																													
エビデンス（書類リストと概略説明）																																													
備考																																													